

平成14年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成14年3月1日

午後1時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
4番	山本直子	5番	松田正
6番	中西和夫	7番	野呂民平
8番	里川宜志子	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	小野美枝子	係長	上埜幸弘
--------	-------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
監査書記	藤原伸宏	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	浦口隆	健康推進課長	西田哲也
環境対策課長	清水孝悦	住民課長	阪野輝男

都市建設部長	鍵田徳光	建設課長	堤和雄
観光産業課長	杉本正二	都市整備課長	藤本宗司
教委総務課長	清水建也	生涯学習課長	水田美文
上下水道部長	辻善次	上水道課長	御宮知恒夫
下水道課長	田口好夫	代表監査委員	辰巳忠次

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 諸般の報告について
- 日程 4. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 5. 厚生常任委員長報告について
- 日程 6. 総務常任委員長報告について
- 日程 7. 報告第 1号 定期監査報告について
- 日程 8. 議案第 1号 斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例について
- 日程 9. 議案第 2号 斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例について
- 日程 10. 議案第 3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 5号 斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例について
- 日程 13. 議案第 6号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程 14. 議案第 7号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 15. 議案第 8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程 16. 議案第 9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程 17. 議案第 10号 斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する

条例について

- 日程18. 議案第11号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19. 議案第12号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程20. 議案第13号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程21. 議案第14号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程22. 議案第15号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程23. 議案第16号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程24. 議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程25. 議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程26. 議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程27. 議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程28. 議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程29. 議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程30. 議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程31. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 日程32. 認定第1号 町道認定について
- 日程33. 報告第2号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
- 日程34. 報告第3号 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

日程 3 5. 陳情第 1 号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書

追加日程 1. 陳情第 2 号 子どもたちの夢をつないでいくために！
「小学校金管クラブ設立を求める陳情書」

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午後1時40分 開会)

○議長(小野隆雄君) 皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名であります。よってこれより平成14年第1回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長(小城利重君) 皆さん、こんにちは。

平成14年第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は、町政諸般にわたりまして格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例についてを初め27議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきましていずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月23日から2月15日までの5日間、辰巳、木田両監査委員には、平成13年度の定期監査を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますとともに、講評の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で、十分に配意し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映させてまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成14年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます。簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(小野隆雄君) ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付をいたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、8番、里川議員、10番、西谷議員を指名いたします。

両議員には、会期中よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月25日までの25日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月25日までの25日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、諸般の報告を行います。

2月25日に、松村健一議員より、健康上の理由により議員を辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条及び会議規則第99条の規定に基づき辞職を許可しましたので報告します。

続きまして、松村議員の辞職により、総務常任委員会副委員長及び広報発行対策特別委員会委員長が欠員となりましたので、互選の結果、次のように決定しましたので報告させていただきます。総務常任委員会副委員長に萬里川議員、広報発行対策特別委員会委員長に山本議員、広報発行対策特別委員会副委員長に里川議員、以上でございます。

続きまして、日程4、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成13年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。6番、中西委員長。

○建設水道常任委員長(中西和夫君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月19日に全委員出席のもと建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案を初め他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、まず、流域下水道事業の1月末時点の進捗状況については、竜田川幹線管渠第3号工事、稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡までの間は工事が完了している。次に、竜田川幹線管渠第2号工事、西安堵から割烹松岡までの間については、推進工事が完了し仮設工の撤去が行われており、進捗率は85%となっている。なお、2次覆工については、竜田川幹線管渠第2号の2工事として、間、三和建設のJVにより、

本年1月28日から平成15年3月20日の工期で現在準備工が進められております。また、中継ポンプ場築造工事については、基礎の鉄筋組み立て及び型枠工に着手されており、約47%の進捗率となっている。

次に、公共下水道の進捗状況については、歴史的環境整備街路事業であります門前の公共3号工事は工事が完了している。また、服部2丁目地内の公共4号と同じく5号は、進捗率45%、国道を横断する公共6号及び県道の歩道に埋設する公共7号工事、場所は並松——松並木の西側でございます。いずれも進捗率40%で順調に工事を進めているところであります。

次に、公共下水道の供用開始に伴う下水道条例と関係する条例制定の事務的スケジュールについては、1つに受益者負担金、2つに下水道の使用料、3つに宅内枘に接続する家庭の改造工事費に対する融資制度及び生活保護世帯等への助成制度について、町の考え方を平成14年度に本委員会で説明し、ご意見をいただき、その後条例案、規則案等調整を行い、平成15年12月を目途に条例等の整備を進めていきたいと考えており、次回3月の委員会で作業スケジュールを提出したいとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、供用開始までに浄化槽が古くなって補修の必要があるが、補助金等もないので困っておられる方がいる。供用開始はいつごろになるのか、またそういう指導はどこが行うのかとの質問があり、担当課長より、県の流域下水道の工事が平成16年度に完了する予定であるので、町としては平成17年度中に供用開始ができるのではないかと。また、浄化槽の補修については、通常浄化槽の管理ということで、環境対策課の指導になると考えているとの答弁がありました。

次に、町営住宅建設工事についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、旧水道第2浄水場跡地の解体工事完了後、隣接する8件の家屋調査については、1月24日と27日に実施を行い、ご理解を得たところである。また、工事完了に伴う土地開発基金からの用地買収については12月25日に完了したとの報告がされ、住宅建設にかかる実施設計について、配置設計図により説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、駐車場の配置について、幅が2.3メートルでは狭いのではないかと、もう少し広くとれるように配慮してほしいとの意見があり、理事者側より、配置計画の中では難しい面もあるが検討をしていきたいとの答弁がありました。

また、集会所の設置について、北側の住宅の方も利用が可能なら、集会所を道路側に配

置してはどうかとの意見があり、理事者側より、周辺の方々の利用となれば管理上の問題が出てくるが、3月の説明会の中で皆さんのご意見を十分に聞いて検討していきたいとの答弁がありました。

以上、これら継続審査案件については、当委員会として一定の審査をしたということで終わりました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件についてであります。1つは、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、2つは、斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、3つは、平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、4つは、平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、5つは、町道認定について、いずれも3月定例会に提出が予定されているところで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

続いて、各課所管に関する事項について報告を求めたところ、まず平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、各担当課より所管にかかる補正予算の説明がありました。

次に、斑鳩町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領については、本年4月から有害鳥獣駆除に係る捕獲権限の一部が委譲されることに伴い、当該事務に係る許可権限の区分、手続等について、新たに斑鳩町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領として規定するもので、要領の内容等については次の委員会に提出するとの報告がありました。

次に、第1浄水場整備事業については、電気、計装設備の切りかえ、旧県水給水タンク、東配水池の配管の切りかえ及び取り壊しが完了し、8%の進捗率であるとの報告がありました。

次に、その他委員より意見質疑を求めたところ、竜田川の草刈りについて、新御幸橋の渋滞の解消に伴う県の対応方についてなどの質疑があり、理事者側より一定の答弁がされております。

以上が閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要でございますが、詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程5、厚生常任委員長報告についてを議題といたします

。

同じく、閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。13番、喜多委員長。

○厚生常任委員長（喜多郁子君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月18日に全委員出席のもと厚生常任委員会を開会し、継続して調査中の事案等についての審査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案であります（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、検討委員会を開いていただくための資料等を収集しているところであるとの説明を受け、本件について質疑を求めたところ、委員より、幸前地内で7,000平米ぐらいの土地を用意することができると聞いているので候補に挙げてほしいとの意見がありました。

次に、本定例会に提出が予定されている案件、1つとして、斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例について、2つとして、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、3つとして、斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例について、4つとして、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、5つとして、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

なお、条例の一部改正に関連しまして、それぞれ施行規則の一部改正がございます。3月定例会中の当委員会に付託されましたら、改めて条例とあわせて施行規則を審議していくことといたしますので、申し添えておきます。

次に、各課報告事項として、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、担当課より所管にかかわる補正予算の説明がありました。

次に、リフト付マイクロバスの利用状況についての報告がありました。委員から、リフト付マイクロバスの利用について、どういう団体、あるいはどういう目的であれば利用可能であるのかといった質疑がなされ、理事者側より、町内に居住している障害者、または60歳以上の高齢者で主に構成されている団体が社会参加のために使用することができる。また、福祉関係団体が地域福祉の充実に目的として活動をされるときに使用することが

できるとの見解が示されました。

委員より、社会参加促進とは何をとらえて言っているのか、団体区分について、高齢者団体という言い回しがあいまいに感じる。今後の運営については、もう少し精査し整理する必要があるのではないかとの意見が出されております。

次に、そのほか各委員より質疑、意見を求めたところ、月曜日のごみ収集が振りかえ休日などで収集されないということで困っている方がおられる。月曜日と同じ形で収集すべきではないのかとの意見があり、理事者側より、平成14年度からは、月曜日が祝日であっても収集できるよう現在担当課で打ち合わせを行っているとの答弁がありました。

その他、ISO14001の研修について、最終処分場の焼却灰の収集運搬について、インフルエンザの接種の状況について、長期療養児の療育指導についてなどの質疑が出され、理事者側から一定の答弁がされております。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。

以上が閉会中におけます当委員会の審査の概要であります。

これをもちまして厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程6、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

。

同じく、閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。4番、山本委員長。

○総務常任委員長（山本直子君） それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

閉会中の2月20日午前9時より総務常任委員会を開催し、継続審査事案を初めとする所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

開会し、町長よりごあいさつをお受けした後、休憩をとり、現在発掘調査が進められています駒塚古墳の現地調査を行いました。

帰庁後、再開し、継続審査事案となっております藤ノ木古墳周辺整備に関することについて審査を行いました。理事者より説明を求めましたところ、担当課長より、史跡の公有化にかかわっては、3月末をもって移転できるよう努力がなされているとの報告がありました。また、石室の保存工学調査については、調査委託の契約を工期約1カ月で予定されているとの説明がありました。委員より格別の質疑もなく、当日の審査を終了することと

いたしました。

次に、その他の審査事項として、3月定例会に提出が予定されている議案につきまして、あらかじめ説明を受けることといたしました。特に新たに学校医等の公務災害に対する補償の関係などを含んだ条例を設置する案件について、これまで慣行でなされてきた手続についてはこの際明確にされておくほうがいいのではないかとの意見が委員より出され、規則での整理をしていくべく対応をしたいとの答弁でありました。これらの議案については、3月定例会で提出が予定をされているということで、あらかじめその説明を受けたということで終わらせていただきました。

続いて、各課報告事項として、1、斑鳩町資金管理並びに運用基準について、2、職員の超過勤務時間等についての報告、3、斑鳩町職員旧姓使用取扱要綱について、4、斑鳩町職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、5、斑鳩町文化振興センター条例施行規則の一部を改正する規則について、6、駒塚古墳発掘調査の報告についての報告がありました。特に斑鳩町資金管理並びに運用基準については、収入役より資料をもって説明がされ、総務省において、地方公共団体の公金預金の保護にかかわる対応策が検討され、平成13年3月30日付で、地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会の取りまとめが示された中で、これを受け、斑鳩町において、歳計現金及び各種基金等の公金について、その保全策を講ずるため内部において検討を重ねてきた内容であるとの説明でありました。

その内容であります。1、預金先金融機関の選定については、(1)指定金融機関については、業務コスト及び町の借入金等の状況を勘案の上預金額を定める。(2)収納代理金融機関については、預金受け入れの熱意のある金融機関で、その状況等が、①自己資本比率がおおむね8%を維持していること。②株式上場銀行にあっては、株価が発行額面の4倍以上であることなどに該当をする場合であります。

また、2、公金預金の保全策については、預金保険事故発生時にあっても、預金債権と借入金債務が相殺できるよう運用をする。

3、債券での運用については、債券で運用することが有利と判断される場合には債券での運用も可能とするが、その場合は償還期間がおおむね3年を超えない国債に限定をするというような内容でございました。

質疑を求めましたところ、委員より、1、基準の取りまとめは、どのような町の体制でされたのか。2、銀行の自己資本比率がおおむね8%というが、この基準は、日本の基準

なのか外国基準なのか。3、債券の運用について、償還期間がおおむね3年を超えない国債に限定するとなっているが、3年という長期にわたって購入することは、危険を伴うことにならないかとの質問がございました。

収入役より、取りまとめの体制については、収入役、総務部長、企画財政課長、上下水道部長、上水道課長、それぞれ主管する職員という体制であったこと。8%の基準については、安全を踏むという形で、国外基準でもって決めさせていただいたとの答弁でありました。

委員からは、斑鳩町の指定金融機関については、もう一度国際的な資料に基づいて再検討をする必要性があるのではないかとの意見が出されています。また、他の委員より、債権と債務の相殺、公金を保護するという関係が今回基本となっているが、この姿勢は正しいものと思うとの意見表明がございました。当面は、債権と債務の相殺の関係、定期預金を普通預金に振りかえる関係、それと金融機関の経営分析をどうしていくかというところの課題を区別してやっていく必要があるとの意見が出されております。

また、総務部総務課が行った超過勤務時間実態調査の結果については、資料をもって説明がされておりましたが、委員からは、これまで委員会で指摘をしてきたことについて、具体的、詳細な調査を通して結果をまとめ対策を知らせたことについて、率直な評価がされております。組合のほうにも説明をされたとのことなので、今後の実施方を見守っていききたい。また、予算も伴うことなので、遺漏のないようにしてほしいとの意見がありました。

次に、その他について質問を求めることといたしました。

委員より、2月17日にあった和泉元彌の狂言トークについてなどの質問があり、一定の答弁が行われておりますが、ここでは割愛をさせていただきます。

以上が総務常任委員会の審査の概要でございます。詳細は会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただければ幸いです。ご清聴ありがとうございます。

○議長（小野隆雄君） 次に、日程7、報告第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、定期監査の結果を報告させていただきます。

手元にお渡ししてあると思うんですが、定期監査結果報告書のとおりなんでございます

が、少し補足をしながら報告申し上げたいと思います。

今回の定期監査は、先ほど町長がおっしゃられたように、1月23日から2月15日までの間、延べ5日間、木田監査委員と共同で監査を実施いたしました。

監査の種類は、報告書に記載のとおり、地方自治法第199条4項に定めるところの、毎会計年度1回以上期日を定めて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理を監査するということになっております定期監査でございます。

対象は、一般会計、特別会計、それから水道事業会計、これらにつきましての予算の執行、あるいは事務の執行、あるいは財産管理等についてございまして、記載のとおりでございます。

それから、目的、着眼点、こういったところでございますが、これも報告書に記載のとおりでございますが、地方自治法199条3項の規定では、地方公共団体が地方自治法第2条13項に定める地方公共団体が事務の処理、その事務の処理が住民の福祉の増進に努めているか、あるいは最小の経費で最大の効果を上げているか、組織及び運営の合理化に努めているかどうか、規模の適正化を図っているかどうか、こういったところが監査の視点でございまして、そこで「目的、着眼点」というふうに書いておりますのは、斑鳩町の監査委員監査規定第29条によりまして、そういった目的、着眼点をあらわすようにというふうの規定されておりますので、そこにあえて書かせていただきました。

そういった効率よくやっているかどうかということをももちろん見るんですが、それと同時に、そこに書いてますように正確性、1つミスプリントになってます、「合理性」と書いてありますが、「合規性」です、規則に合っているかどうか。あるいは、経済性、有効性、効率性、こういったところに視点をもって監査をするということをいたしました。

監査手続は、通常一般に行われる監査手続、いわゆる証憑突合、あるいは帳簿突合、あるいは計算突合、そういった一般の手続。また、その他の監査手続、質問であるとか、あるいは説明を聴取するとか、あるいは書類を閲覧するとか、そういったようなことでございます。特別な監査手続は行っておりません。そういったような監査ではございません。特別な鑑定を依頼するとか、あるいは特別な質問をするとか、あるいは法律の見解を聞くとか、そういった特別な手続は、今回の監査の場合は必要がありませんので、そういった手続は行っておりません。

具体的には、各部局の方に会議室に来室いただきまして、まず提示いただきました定期監査資料に基づきまして質問をさせていただき、そして説明聴取を受け、また一部帳票、

あるいは証憑、あるいは書類を閲覧いたしまして、その正確性を確かめさせていただきました。また、水道部については、三井の現地へ往査いたしまして、現場を視察したり、あるいは貯蔵品の管理が適正に行われているかどうか、あるいは備品の実在性を管理台帳と突合いたしまして、そういった実在しているかどうか、備品の管理が適正かどうか、そういったことも確かめさせていただきました。あるいはまたタイムカードを閲覧しまして、出勤状況がどういった状態であるかというようなことも見させていただきました。また、2月15日には、公共下水道、あるいは法隆寺藤ノ木線の整備道路の各工事の進捗状況を見させていただきました。あるいは埋立処分場、どういった処理が行われているか、あるいはいかるがホール以下の各図書館、あゆみの家、西の幼稚園、小学校、現地を視察いたしまして、いろんな建物や室内の整理整頓の状況、あるいは作業、執務の状態、様子、あるいは各資産のその実在性、あるいは図書購入選定手続、そういったところを適正であるかどうかということを見させていただきました。

細々としたところを見せていただいたんですが、これは単に財務の執行の適否を見るということではなしに、絶えずそういった事務の執行、内部統制が行き届いているかどうか、そういったことを見るということ、そういったことの判断をするために、絶えずそういったことを繰り返しながら内部統制の状況を拝見するということを行ったわけでございます。内部統制の状況いかんで、試査の範囲を広げたり、あるいは縮めたりするというのをしなければなりませんので、そういった意味でいろんなことを見させていただきました。

監査の結果は、4ページに書いてありますように、事務の執行は適正に行われているという結論に到達いたしました。特にそういった面で指摘することはございません。

監査の結果としては以上でございますが、先ほどの監査規定第29条では、監査の結果報告とあわせて意見を書くということになっておりまして、その範囲で発見した事項とか、いろんな結果以外に意見を書くようにということになっておりまして、最近のいろんな府県だとか政令指定都市だとか、そういったところの包括外部監査の報告なんかを見たりしましても、必ず結果と、結果に添えて提出する意見というのが必ず併記されておりまして、意見というのが書かれておりますので、以下少しだけ、いろんな執行状況、その他について意見を申し上げたいと思います。

予算の執行状況についてでございますが、そこに書いておりますように、4ページから11ページまでのところで執行状況を説明いたしております。若干補足して意見を申し上げたいんですが、予算の執行率に関しましては、そこに書いてますように、前年にほぼ変

わらない、変動がないぐらいの執行率でございまして、例年どおりの執行をなさっているというふうに思われるところではありますが、こういった財政の運営というのは、国の財政でも、あるいは地方財政でもそうなのですが、予算主義になっておりまして、歳入は見積もりでやる、なるだけ正確な見積もりで行う。そして歳出については、単年度予算主義でありますから、支出の限度を定めてある。そしてまた支出の時期もある程度拘束すると、こういうふうになっていると思うんですが、民間事業会社でも最近は予算管理というのを盛んにやっております。利益管理というふうに言っておりますが、そういうぐあいにして予算で管理しないと、事業会社は最近では利益が出ないようになってきているんです。

事業会社の予算管理は、こういった財政の予算管理とちょっと違いまして、収益は稼得するだけの最高のものを上げなさい、これ以上のものを上げなさい。要するに到達目標であります。それから、費用のほうの管理はそれ以下で抑えて、1円でも少なくしてくださいよという、こういったものを部門別、いろんなそういった科目別にその予算を組みまして、それ以下で抑えなさいというふうにやるわけですね。要するに、利益を上げるために、収益は1円でも多く、費用は1円でも少なくというふうにさせると。そして利益を極大化していくというやり方をしておるわけです。

ところが、財政の場合は、歳出予算は若干違うようでありまして、消化をしないことには仕事をしてないように思われなかなというような考え方、あるいは次年度予算で減額があるのではないかと、あるいは不用額調書に詳しく書かなければならないとか、そういった心理、いろんなものが働きまして、どうも執行を100%近くにしようとするような、そういうきらいがあるような感じがいたします。特に年度予算運営方針で、年度途中の補正は、制度改正、あるいは災害関連以外は行わないというふうなことも書かれたりしてございまして、どうしても年度後半の執行率が多くなるような感じですね。

ですから、いろんな各部課ごとの各費目ごとに執行状況を定期監査の資料で拝見いたしますと、低いものでは10%前後の執行率から30%台というのがいっぱい出てまいります。当初から大きな事業の予定があつて、今年度後半に完了するからその際に執行するというようなものから、細かい積み上げでもともと考えておられるものにつきましては、聞いてみますと、ある程度発注済みである、あるいは支出は予定しているとかというふうにおっしゃられるんですが、これから年度末にかけて執行したいと考えておりますというふうなご返事があるんです。

しかし、民間の事業会社の予算のように、何も使わなくても、当初買いかえるとか、あ

るいは修繕をするという予定をしておっても、何とか使えるものは使ってまた来年にかえるとか、そういった民間事業会社的な発想、そういうぐあいにして、予算を使わなくてもそれを評価してあげるといような、何かそういう見方があってもいいんじゃないかといような感じがいたします。そういう努力を評価するとい見方があってもよいのではないか。次年度では、改めてまた予算を積み上げていけばいい、何も切ることはない。民間事業会社の利益管理から見まして、私初めて監査いたしました、そういった感じがいたします。それが予算の執行状況についての意見でございます。

それから、5ページの真ん中に、町営住宅の家賃の滞納がありますというふうに、これは前にも指摘があったようでありますが、そこでは合計400万円ぐらいの延滞しておるものがあるという。しかし、こういった公営住宅に入られる方というのは、やはり低所得者の方もおられるかもわからない。もともとこういった家賃の不払いが起こるかわからんという危険ははらんでおるわけでありまして、当然に多少は発生するかなといところなんです、中身を見させてもらいましたところ、税金や保険料と違いまして、長期にほったらかしという方はおられません。ややおくれぎみの人がおられる。特に1カ月とか2カ月という方がおられまして、それがこういった多額の金額になってくるわけですね。年度末なんかになりますと、未収がありましても、4月、5月に入ってきて、結局は大方消えてしまうといことで未収が少ないんですが、年度途中では、1カ月、2カ月おくれの方がおられてこういったことになる。当月分の家賃は月末までに納入するといことになっておりますので、その辺は厳守しなければならないといことであろうかと思ます。

執行状況、あるいはその辺についてはそういったことでございます。

12ページの事務の執行についての意見といところでございますが、先ほど申し上げましたように、住民の福祉の増進に役立っているか、あるいは最小で最大の効果を上げているかといことなんでございますが、何が公共の利益か、何が住民全体の利益か、何か特定の人だけに利益になっているようなことはないか、そういったことを見るんだろうと思うんですが、なかなかこれはそんな簡単に、そういったことを見なさいとなっているんですが、簡単に見れるものではありません。特に地方は、国と違いまして、国からいろいろお金をもらう、あるいは国の命令に従ってそれをするといこともある。片一方で、住民がいろいろな要求、国に要求するよりも、身近なことですから、こういった市町村への要求は特に多いと思ます。その中で町がどうやってやっていくかと。結局、3者の間で非常にもたれ合的に結局なってしまうような中でやっていくわけですから、そうし

たコストと便益の関係というのは非常に見にくいようなことだろうと思う。

ちょっと話が長くなるんですが、今日のこういった民主主義が確立されてきたのは、19世紀の後半からでありまして、そういった時代はこの財政の運営というのは、できるだけ小さく、緊縮財政で、アダムスミスなんかが言ったのは、行政というのはむだ使い、非生産的なことしかしない。だから、なるだけ財政規模は小さくするんだと。そして、余り財政が大きくなり過ぎると、国民経済にいろいろかかわってしまうから、なるだけ中立、介入をしないほうがいい。そういった考え方から非常に財政は小さくして、もちろん公債発行なんかしないというやり方であったんですが、だんだんだんだん社会のひずみが出てきて社会的弱者を救わなければならない。福祉事業をしたり、あるいは景気変動が出てまいりまして、景気の補正をする必要が出てくる。あるいはまた、今日のように経済成長を何とか補完していかなければならない。要するに需要と供給のバランスを取らなければならない。供給力を絶えず高めながら、その供給力に見合った需要を創造していくということが財政に要求されておるんですね。そういったことからどんどんどんどん財政規模が大きくなってきてしまっている。

結局、だから、どの辺までの費用で効果を最大にするかということなんですが、自由主義の社会というのは何をやるのも自由でありまして、私有財産、あるいは職業選択の自由、あるいは学問の自由、いろんな自由が認められておりまして、それからはみ出でどないしても財政で見ないかんことだけをしていくということになるわけなんですけど、そういった何でも自分でやる、余計なことはしていただきたくないという方にとっては、余り余計なサービスは要らない。恐らく戸籍事務ぐらいでいいんじゃないか。それ以外のことは何もして要らんということになるんですけど、片や税金だけ払ったら、自分のお金は全部使ってしまったときは全部行政で見てくれという人まであるわけです。その間で、どうやって中をいかに効率よくしていくかと、こういったことを考えていかなければならない。そういうことがやっているかどうかということなんですが、だからどの水準に置くか。予算規模をどうするかということは、結局そういうことと見て、効果をどう考えるかということだろうと思う。予算規模が小さいほど効果は大きくなりますし、大きくしていくほど、限界効用逓減の法則で、だんだん効果は薄れていくということになるわけです。ちょっと余計なことになって……。

結局、そこに私書いておきましたように、歳出予算をよく見ますと、前年度は80億の当初予算で、予備費を引きますと79億5,000万、その中で、公債費だとかいろんな

、あるいは各特別会計の繰出金だとか、そういったものが20何億ありまして、それからまた西和消防組合の負担金、これが2億7,000何ぼかありまして、そんなものが3億5,000万ぐらいある。それを引きますと51億円ぐらいになる。その中で人件費が幾らかという、賃金だとか、あるいは退職手当の負担金まで入れますと21億ぐらいになるのかなという感じがします。そうすると、51億の中で21億というのは4割ぐらいになってくるんです。だから、全体の費用の比率を見ますと、20%ぐらいに人件費はなっておるんですが、実際は直接町で出す歳出でそういった住民の福祉、いろんなことを直接やっていく、影響があらうかという支出の範囲内では4割が人件費。そうすると、それだけの人が効率よく仕事をしておるかどうか。ここがやっぱり大きな問題点だろうと思う。

本来、この仕事がいいかどうかというのは、作業分析をしたり、ストップオッチを持って、この仕事には時間がかかり過ぎているとか、そういったことをやらなければならないんですが、そんなことはできない、不可能なことであります。

有名なパーキンソンの法則というのがありまして、役人の数は、その仕事の量とはかわりなくひたすら増大すると。あるいはその根拠は何かというと、役人は部下をふやすことを望む、あるいは役人はお互いのために仕事をつくり合う、こういったことをパーキンソンは実証研究をして発表したんですが、そんなふうになっては困る。そうならないかどうかというようところで効率がいいかどうかを見なければならぬだろうと思うんですが、結局は私申し上げとったんですが、ある目標値をつくって、それに合っているかどうかというふうにはしか判断できないのではないかと。だから、国だとかいろんなところを出しておるいろんな地方財政の標準値、どのぐらいの財政規模でどのぐらいの人員でどのぐらいの人件費かかっているかと。あるいは、過去との比較で時系列的に見ていくと、これだけ効果が上がってきている。あるいは近隣町村同規模ぐらいのところと比較してどうだとか、そういったことで比較して効率がいいかどうかをしてみるとか、あるいは特定の収入に対してそれにかかっている費用がどうだとか見るとか、いろんなそんな見方。あるいは、近年脚光をあびておりますところの行政評価システム、こういったものを確立していただく。長浜市だとか尼崎市、大分県の臼杵市だとか、そういうことをやっているということになっておりますが、そういった行政評価システムで事務の自己評価をしていくと。あるいはまた部門別に事務の改善計画を立ててそれを効率を上げるようにしているとか、何かそういったようなことをやって効率を上げているという、何かそういった基準、あるいはそういったものを判断するものがないと、最小の費用で最大の効果を上げている

かどうかというのはなかなか、監査委員に見てくれと言われても見えない。何かそういうものをやっていただくと、ああ、よくやられているなという判断ができるわけで、そういったことを考えていかなければならないのではないかということをそこで私述べておるわけでございます。

それから、その他の事項でございますが、これは監査の局面で各部署の方に申し上げたところでございますが、監査規程29条で、助言、あるいは注意等があれば言いなさいということになっておるんです。本来そういった指摘事項というのはないのが本当なわけでございます。監査で何か指摘事項というのを案外皆お考えになっておるんですが、監査というのはそんなものではございません。よくお考えしておられる中に、ありのままを見てもらって、ありのままを監査してもらって悪いところをどんどん言ってもらおうという、そういうふうに監査を受けとめられる方があるようでもあります。実は監査というのはそういうものではありません。監査はどういうものを見るかという一定の処理基準というのがありまして、それに従って仕事が行われているかどうか、あるいは基準がない場合は合理的に判断してやっているかどうか、こういうことを見るわけですね。あるいはまたそういった処理業務の処理基準に不具合がないかどうか、現状に合っているかどうか、合ってなければそういった処理基準を変えていかなければならない。そういったことが監査のやることなんです。だから処理基準にしたがってやっておられて、監査があるときには指摘事項は何もないというのが理想でございます。そのために、監査を受けるために、必死でそういう指摘事項がないようにおやりになっていただく。そういうことで、結果的に監査はむだであったということになるんですが、監査があるということで牽制が働いて業務をきちんとなさるといふところに監査の効果があるわけございまして、本来指摘事項というのはないのが本当なわけでございますが、実験室的にはそうなるんですが、実際にはそうはいかないわけでありまして、そこに書いてある細かい点、これは一部私の主観も入っておるかと思いますが、若干、おそくなりますが申し上げておきます。

いろんな備品類の管理でございますが、こういったものが、1品1葉で管理台帳をつくられて個別に管理をなさっております。ところが、これをトータルで見る、そういうものがないので、全体の中で、例えばルーズリーフ式のファイルになっておりますから、それを1枚はずしてしまうと、もうその備品が管理できない。あるいは、ないから1枚ファイルその台帳をはずしておこうかとなりますと、それであっても一つもわからない。だから、やっぱり全体をこの部課ごとに押さえて、これだけのものがありますというリ

ストをつくってもらって、それが前年の終わりと今年の頭と合っているということで、今年の増減を入れて年度末もこれだけという、そういった管理の仕方をしてもらわないと、今のように1品1葉だけで管理しておられるというのは、何かそういう危険がないかというようなことでございます。あるいは管理台帳そのものも、そういった増減記録をきちんとするような様式にやや欠けるようなものも見られます。あるいはそういった台帳がいろんな品名だとか型式だとかいろんな欄があるのにほとんど入ってない。ちょっと何々と書いてあるだけだ、あるいは鉛筆書きになつるとか、そういったようなことが一部見受けられます。

それから、備品の購入につきましては、要求書が出てまいりまして、それをもとにして決裁をして要求のものを手配する、発注するという事なんでございますが、そういった要求しておられる理由の中にやや具体性が乏しいかなど。なぜそれが要るんだと、前のやつを買いかえるんだとか、あるいは機能が落ちてきたからだとか、いろんなそういった具体的な理由がやや乏しいかなどか、あるいはその要求の中からどれかを選別して発注しておられるんですが、そういった採用したものと外したものの何かコメント、もうちょっとあったほうがいいかなど、そういったようなこと。

それから、そういった何か機械だとか、あるいは備品を買うのに、従来からそのメーカーのものを使っているからだとかいうような理由があるんですが、そうするとそのメーカーのものを永久に使い続けなければならないということになるわけで、理由の書き方をもうちょっと違う書き方があってもいいんじゃないかと。それから、メーカーが1社だからそのメーカーを買いましたというのがあるんですが、メーカーは1社であっても業者は複数があるはずですね。機械類とかそんなのを買う場合は、特に値段だけでなしにサービスを受けないかん。故障したときのサービスも受けなければいかん。そうすると、サービスのきくところ、あるいはすぐに便宜よくサービスをしてくれるところとか、いろんなそういった判断する場合にそういったことがやっぱり入らなければならない。

それから、これは前の決算審査でも申し上げたと思うんですが、各種団体の補助金というのが前年度の当初予算では100団体、2億2,619万8,000円というのが計上されておるんです。毎年もちろん見直されているんだろうと思いますが、平成12年と13年と同一金額というのはそのうち60件ございます。こういった点も、公益性があるのかどうか毎年やっぱり判断していくべきではないか。特に収支計算書だとか、あるいは活動報告書を入手されて、目的どおりにそれが使われておるのかどうかということもやっぱ

り見ておかなければならないのではないかと。収支報告書はまだもらってないというのが一部あるようであります。

それから、付保状況、要するに保険がついているかどうかということなんですが、いろんな建物類、建物にはほとんど保険はつけられております。ところが、内容物ですね、そこに備品だとか、あるいは貯蔵品だとかいろんな入っているんですが、そういったものに付保されておらないというふうに見受けられましたので、そういった内容物についてもやっぱり付保しておくべきではないか。

それから、税務の問題なんですが、税金の実務は、もちろん地方税法に基づきましてその税務をおやりになっているんですが、もちろん地方税法、あるいはそのもとになっております所得税法だとか、あるいは法人税法、そういったものも十分に理解なさらないと税務はできないんです。そこそこの勉強が要るんだろうと思うんですが、しかし税務の執行は、賦課するほうは比較的簡単だろうと思う。国の資料をもとにして住民税を賦課するとかいろんなことをしていけばいい。ところが、一番難しいてやっかいなのは徴収だろうと思う。やっぱり滞納が出てくる。いろんな滞納をどうしていくか。一般によく聞きますのは、倒産した企業だとか、あるいは信用不安が出ているぐらいのつぶれかけの企業、そういうところで一番取り立てを厳しく取るのはどこかという、税務署と社会保険事務所だというんですね。これらは、ちょっとおくれますと手形を差し入れさせる、納付委託をさせるということをやっておるんですが、地方は一般的にそこまでおやりにならないというふうによく書物にも書いたりもしていますが、特にその中で延滞金ですね。延滞金は、地方の場合、賦課はするけども、あえて取り立ててもらおうということは案外ない。当町でも、聞きますと、払ってくれる人はもらうけれども、特に余り延滞金にやいやい言うて取り立てをするということは、そこまでなかなかできてないという。倒産した企業なんかは、ほとんどが物が担保に入っていたりしまして、もう押さえるものがなくなっている場合が多いんですが、ところが担保を設定した日より前にできた租税債権は優先権があると思うんです。その際に、その部分についての延滞金も一緒に賦課してもらおうべきではないか。だから、もらう人ともらわない人とおるとアンフェアで不公平感が出ないかなということでございます。

それから、もう1つですが、斑鳩町開発指導要綱に、第12条で、公共施設等の整備に関する協力金を納入しなければならない。開発指導要領でその具体的な金額が入っておるんですが、ちょっと見せてもらいますと、払ってもらってないような業者もおられるよう

でございます。これは、いろんな裁判で行政側が負けているというような例があったり、あるいは総務省の通達で余りそれをやるなというような何かそういった通達が出ているようではありますが、こういったものも払う人と払わない業者があるというような、秩序が保たれないなら、こういった規定があってもいいのかどうかというような感じがいたします。

ざっとそこに書きましたこと、ちょっと長くなりましたけど説明は以上のとおりでございます。

それから、最後に、監査の際もお願い申し上げていたんですが、議会事務局さんのほうにお願いしたんですが、こういった監査報告と議事録と、こういったものは、住民と町長と町議会をつなぐ連結環なんですね。だから、中に誤りがあっては具合悪いと思うんです。ところが、私この前決算審査委員会で審査報告をいたしまして、そのあと議員さんの質問に答えたんですが、委員会報告を見ますと、いっぱい間違いが出てくる。用語が非常に間違っておる。何でこんなこと言うた覚えなし、これは何でこんな言葉が出てくるのかなというのがありまして、知らない人がこれを見ますと、何というひどい言葉を使う監査委員かなというふうに思われはしないかと。そういったことで、十分に間違いのないようにひとつ議事録をつくっていただくようお願いしたいと、こういうふうに思います。

長くなりました。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これをもって報告第1号、定期監査結果報告についてを終わります。

辰巳、木田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、定期監査結果報告終了後退席を申し出られておりますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午後2時37分 休憩）

（午後2時38分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

次に、日程8、議案第1号 斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例について、日程9、議案第2号 斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

補償に関する条例について、日程 10、議案第 3 号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 11、議案第 4 号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 12、議案第 5 号 斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例について、日程 13、議案第 6 号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例について、日程 14、議案第 7 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程 15、議案第 8 号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、日程 16、議案第 9 号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、日程 17、議案第 10 号 斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例について、日程 18、議案第 11 号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程 19、議案第 12 号 平成 13 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について、日程 20、議案第 13 号 平成 13 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程 21、議案第 14 号 平成 13 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程 22、議案第 15 号 平成 13 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程 23、議案第 16 号 平成 13 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、日程 24、議案第 17 号 平成 14 年度斑鳩町一般会計予算について、日程 25、議案第 18 号 平成 14 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程 26、議案第 19 号 平成 14 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程 27、議案第 20 号 平成 14 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程 28、議案第 21 号 平成 14 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程 29、議案第 22 号 平成 14 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程 30、議案第 23 号 平成 14 年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程 31、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて、日程 32、認定第 1 号 町道認定について、日程 33、報告第 2 号 平成 14 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程 34、報告第 3 号 平成 13 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第 2 号）及び平成 14 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、日程 35、陳情第 1 号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書、以上 28 議案を一括上程いたします。

これより、平成 14 年度施政方針並びに本定例会に付議されました 27 議案の総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本日ここに、平成14年度予算をはじめ関連する議案等を提出して、町議会のご審議をお願いするにあたり、新年度における重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位をはじめ、住民皆様のご理解、ご協力を得たいと存じます。

21世紀は、世界規模で大きな変化が予想され、「変革の時代」が始まるであろうと言われています。一方、国の内外では、テロ対策、アフガニスタンの復興問題、狂牛病問題、教育現場や夏まつりでの悲惨な事件、長引く経済不況、企業倒産、失業者の増大など、私たちが想像する以上の出来事がおこり、「不安の時代」であるとも言われております。またこれらの事件が私たちの周りで起こり得る可能性があります。

私は、このような時代だからこそ、人々の日常生活の営み、生き方が大事である思うのであります。そうしたことから、「人」という言葉が重要な意味を持つと考え、町政を担うにあたり「人にやさしいまちづくり」を基本理念とし、住民一人ひとりが夢と希望を持って暮らせるまちづくりを推進してまいります。

さて、我が国の経済状況についてみますと、景気は更に悪化を続けております。政府は、実質国内総生産の成長率を、平成13年度当初見込みで1.7%増の予測を0.9%の減に下方修正し、平成14年度においても、世界経済が同時に減速し、また、物価下落に歯止めがかからず、前年度比0%と見込んでいます。また、雇用情勢については、失業率が5%を超えさらに厳しさを増している状況にもあります。

国の新年度予算は、こうした景気・雇用情勢をふまえ、歳入では、税収が7.7%の減、歳出では、4年ぶりに緊縮型で高齢化の進展に伴う社会保障関係費が増となるものの、公共投資関係費で10.7%の減とし、国債費、地方交付税交付金を除いた一般歳出は2.3%の減となる見込みであります。

また、地方財政対策においては、地方税収入や、地方交付税の原資となる国税収入が減少する一方で、公債費が増加するほか、福祉、教育などの分野で各自治体を実施する行政サービス需要への対応等で引き続き財源不足が生じています。その結果、地方交付税総額で4.0%の減少となり、また、臨時財政対策債は前年度の2倍の発行という財政状況となったところであります。

このような情勢の中にあつて、平成14年度の本町における財政状況は、歳入面では、景気が厳しい状況等に加え、恒久的な減税の影響により、依然として厳しい状況下にあります。町税収入では、前年度当初予算に対して、約1億1,000万円減の約29億9,800万円を見込んでおり、平成3年度の税収水準となっております。また、利子割交付

金についても、前年度当初予算に対して約6,000万円の減となる見込みであり、財源状況は一段と厳しいものとなっております。

一方、歳出面では、人件費、公債費、都市基盤の整備、福祉・医療・保健、教育など、各分野で多額の財政需要が見込まれることにより、例年にも増して厳しい財政状況下での予算編成となりました。

このように厳しい財政環境ではありますが、平成14年度予算の編成にあたりましては、町政に対する住民の負託に応えながら、昨年12月定例議会において申し述べました重点施策を中心に、第3次斑鳩町総合計画の着実かつ計画的な推進を図ってまいります。

平成14年度斑鳩町一般会計予算の規模は、84億8,000万円となっており、前年度当初予算に対して6.0%の増であります。また、一般会計、特別会計及び企業会計の7会計を合計いたしますと、166億7,036万2,000円となっており、前年度当初予算に対して8.4%の増であります。

それでは、平成14年度の町政運営に向けての所信の一端と、当面の主要施策につきまして、第3次斑鳩町総合計画に沿いながら、基本的な考え方を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第1の柱は、ともに生き心ふれあうまちづくりであります。

第1は、コミュニティづくりであります。

コミュニティ活動の推進につきましては、住民が力を出しあい、助けあいながら、よりよいまちづくりを目指す住民活動を促進するため、自治会組織等への助成や支援を図ってまいります。これらの助成等を通じまして、特色あるコミュニティづくりに向けた活動を展開していただけるものと大きな期待をいたしているところであります。

次に、新年度は町制施行55周年を迎えます。町制50周年を迎えた5年前には、住民自らがイベントづくりに参加することをメインテーマに記念イベントを行ったところがあります。また、その後におきましても、その精神を引き継ぎながら、主要な施策の実現に向けたさまざまな啓発イベント、観光客の誘致、当町のPRイベント等を行ってまいったところがあります。

しかしながら、その一方では、内容や手法が固定化してきているものや、類似するイベントなどがあり、55周年という節目となる新年度では、これらのイベントを話題性のある魅力的なイベントに再構築し、町制55周年を記念した3つ記念イベントを実施してまいります。

1つには、「(仮称)愛と輝き夢フェスタ2002」の開催であります。

福祉・健康ふれあいまつり、敬老会、環境フェスティバルを統合し、イベントの内容をより充実し実施することにより、人にやさしい環境づくり、人にやさしい福祉のまちづくりを推進してまいります。

2つには、「(仮称)秋桜ライブと斑鳩三塔巡り」の開催であります。

景観保全の啓発の一環として推進している転作田を活用したコスモスの栽培を、法起寺周辺地域で充実するとともに、コスモス畑で野外コンサートを行い、いかるがの里のPRと観光客の誘致を図ってまいります。

3つには、「(仮称)いかるがの里文化芸術祭」の開催であります。

文化、芸術振興等の事業を統合し、内容の充実を図るとともに、本年はいかるがホール開館5周年の年となるため、文化振興財団とも連携し、いかるがホールを中心に開催してまいります。

第2は、人権・平和・男女共同参画社会の推進であります。

まず、人権施策の推進につきましては、人権教育のための国連10年斑鳩町行動計画に沿いながら、人権意識の効用を図るため、人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を築くとともに、人権問題の理解を探めるための総合的な人権施策を年次的に取り組んでまいります。

次に、非核平和の推進につきましては、「斑鳩町非核平和宣言」の精神にのっとり、住民への意識啓発を図るとともに、住民自身が学び、活動できる取り組みを進めてまいります。また、青少年への平和教育におきましても、学校教育や地域での活動を通じて、宣言の趣旨を積極的に伝えていくことが必要であります。

男女共同参画社会の推進につきましては、今世紀は男女の共同参画による社会形成が必要な時代でありますことから、今般改訂しました「女と男が輝く未来計画」及び「実施計画」を通じ、男女の性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指して推進体制を整備するとともに、女性総合相談の実施、(仮称)男女共同参画社会推進条例の制定に向けた取り組みを行うなど、積極的に推進してまいります。

また、これに関連しまして、町職員の婚姻等後の旧姓使用についても、この4月1日からの実施を検討しており、そのための取扱要綱を定めてまいります。

第3に情報化社会への対応であります。

まず、国において、官民が総力を挙げて取り組むべき重要施策でありますIT関連整備

についてであります。本町におきましても、窓口業務の迅速化など、住民サービスの向上や行政運営の効率化につながる事業を着実に推進するため、地域情報化計画の策定を行います。また、ホームページの内容の充実により、町政の情報発信力の強化を図り、一層の情報公開を進め、住民と行政の相互信頼の確立に努めてまいります。

さらに、平成15年8月からの住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始に向けての準備を進めますとともに、新たに、戸籍の電算化につきましても、事務処理の迅速化、適正化により住民サービスの向上に資することから、新年度から取り組んでまいります。

また、小・中学校においても、校内LANの構築等コンピューター設備の整備を図ることにより、その学習内容をより充実させ、情報教育の推進を図ってまいります。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

第1は、生涯福祉の充実であります。

まず、地域福祉につきましては、誰もがあたたかいふれあいの中で自立した生活がおくれるよう、地域ぐるみでの福祉活動を促進するとともに、ボランティア活動の支援や地域ケア体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、住民の地域福祉の核として、社会福祉協議会の活動への支援も引き続き行ってまいります。

なお、懸案となっております（仮称）総合福祉会館の建設につきましては、新年度中に、建設場所について再度検討委員会を設置し、種々検討をいただく中で、町としての考え方を議会にもご相談申し上げ、建設に向けて一層の努力をしてまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者が自立し充実した生活がおくれるようなまちづくりを目指し、施策を展開してまいります。

高齢者の豊かな知識と経験を貴重な財産としてとらえ、それらを活用する機会の一つともなりますシルバー人材センターに対する支援や、社会参加や交流の場としてのふれあい交流センター、老人憩の家、各種教養講座の開催等サービス体制の充実を図ってまいります。

また、制度導入後3年目に入ります介護保険制度は、全体的に見て概ね順調に推移しておりますが、施設サービスは計画を上回る利用があるものの、居宅サービス利用者が概ね56%程度にとどまっていることから、介護給付対象者への情報提供の充実により更に利用率を高め、制度の定着を図りますとともに、信頼され、安心して利用していただけるよう努めてまいります。

また、今後ますます高齢化が進み、それに伴い介護を必要とする高齢者が急速に増加することが予想されます。こうしたことから、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、生きがいづくり、社会活動への参加促進、要援護者へのサービスの充実、健康づくりの推進などに応じていく必要があります。このため、介護保険事業計画と整合がとれた総合的な高齢者福祉施策を展開するため、介護保健事業計画とともに、老人保健福祉計画の見直しを行うものであります。

次に、障害者福祉の推進であります。

障害者の移動支援や手話通訳者の配置などにより、地域活動・学習・レクリエーションなど、あらゆる場面に参加できる機会の提供を図ってまいります。

また、障害者が働き自立できるように既存施設の運営支援や施設の改修を行ってまいります。

さらに、障害の重複、高齢化が進む中、社会的に自立した生活がおくれるよう、身体障害者の更生援護、ホームヘルプサービスをはじめとする諸事業の充実に努めてまいります。

また、平成14年度からは、精神障害者に対する保健福祉事務が県から市町村に移管になることから、利用者に不便が生じないように、各種の相談やホームヘルプサービス等の体制の充実に努めてまいります。

次に、児童福祉につきましては、子どもが伸びやかに、すこやかに成長できるよう、子どもの権利を保障し、児童虐待などを未然に防止するため、講演会や研修会等を通じてその推進を図ってまいります。

また、多様な保育ニーズに応じるため、保育園の延長保育の充実に努めます。さらに、放課後児童対策につきましても、社会状況の変化等によりニーズが高まることが予想されることから、斑鳩学童保育室について同校内において移転拡充し、施設の充実に努めてまいります。

第2は、健康づくりの推進であります。

健康づくりにつきましては、「住民一人ひとりが自分の健康は自ら守る」という視点にたち、予防に重点をおいた計画として、「健康いかるが21」の策定を行います。また、このような意識を持って健康管理に努めていただくために、健康づくりのための健康教育や啓発活動、病気の早期発見、早期治療のため、各種保健事業や広報活動などの充実に努めてまいります。さらに、母子や成人、高齢者など対象者別の保健活動の充実に努めて

まいります。

また、老人保健事業の一環として、基本健康診査にC型肝炎の検査項目を追加します。ご存じのように、C型肝炎は自覚症状がなく、肝硬変、肝癌へと移行する可能性があります。この肝疾患についての正しい知識の普及に努めるとともに、必要に応じ保健指導も実施してまいります。

次に、乳幼児の医療費助成制度についてであります。子育て支援の一環として、現在4歳未満児に対し医療費の助成を実施しているところではありますが、平成14年度からは、入院及び歯科診療について、就学前まで年齢を拡大し医療費の助成を実施してまいります。また、発育、子育てに関するきめ細かな各種相談体制の充実にも努めてまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

第1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

まず、生涯学習につきましては、生涯学習の振興を図るため、住民の多様なニーズに的確に応える推進体制が必要であります。そのためには、学校、家庭、地域社会等と連携、協力を強化し、子どもからお年寄りまでの各ライフステージにあった学習活動の支援や内容の充実と体制の強化に努めてまいります。

さらに、このようなことを着実に推進するため、「生涯学習推進計画」の策定もあわせて行ってまいります。

また、生涯スポーツの振興につきましては、スポーツを通じた交流の場として、健民グラウンドやスポーツセンターなどの施設を、住民の誰もが気軽に利用できる施設として広く活用していただくことにより、住民の健康づくりや体力づくりに一層の貢献を図ってまいります。さらに、これら諸施策を推進するため、平成14年度におきまして、「生涯スポーツ振興計画」の策定を行ってまいります。

次に、図書館の運営についてであります。開館以来、既に約96万人の方々にご利用していただき、年々利用者が増加しております。住民に役立つ図書館として、引き続き図書や視聴覚資料の整備充実を図るとともに、平成14年度からインターネットを活用したサービスの拡充にも取り組んでまいります。

第2は、教育、人づくりの充実であります。

少年非行の低年齢化、凶悪化等、青少年をめぐる状況は大きな社会問題であると言われて久しくなっております。この原因として、青少年をめぐるストレス、あるいは倫理観の欠如等いろいろ取り上げられてはおりますが、「子どもは大人の鏡」という言葉もある

ように、決して青少年のみに問題の根元があるわけではなく、私たち大人が謙虚に受けとめ、私たち自身の問題としていくことが重要であります。保護者はもちろんのこと、地域社会に生きる大人たちが自らの役割と責任を自覚し、行動していくことが重要であります。

そのためにも、各学校・幼稚園等において家庭教育学級を開催し、保護者とともに子どもたちの健全育成に取り組み、あわせて、青少年とともに社会に参加できる環境づくりを推進し、より充実した人間関係が作りあげられるような機会を提供してまいります。

ことさら言うまでもなく、次世代を担っていく子どもたちが、豊かな感受性や創造性を身につけ、思いやりをもった人間に成長していくために、学校教育が果たす役割は極めて重要なものであります。

本年4月から実施される学校の完全週5日制のもと、新学習指導要領は、ゆとりの中で一人ひとりの子どもたちに「生きる力」を身につけさせていくことが重要な課題であるとしております。「総合的な学習の時間」は、この「生きる力」の育成を目指しておりますが、町といたしましても、各学校の創意・工夫を活かして教科の枠を超えた学習ができるよう、各種助成金による財政的支援を行ってまいります。また、小・中学校への町費講師派遣による人的支援を行い、教科指導の充実や障害児教育の充実を図ってまいります。

また、「週5日制」が完全実施されることから、子どもたちの休日の過ごし方も変化してまいります。第一義的には、家庭における教育が重要であるとは考えますが、そのことについての指導・助言、そして、地域的・社会的な活動の場の提供等について充実を図ってまいります。

学校の危機管理につきましては、平成13年度に小・中学校への防犯カメラ及び警報装置の設置を行いました。これらの設備をより有効に活用しながら、各学校における危機管理マニュアルに基づき、万全を期してまいります。

また、不登校あるいは問題行動を起こす児童生徒への指導につきましては、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」を設置することにより、教育現場への支援を行ってまいります。

なお、学校施設につきましては、トイレの改修等、年次的に充実整備を図ってまいります。

次に、青少年の健全育成に向けた取り組みであります。「青少年問題協議会」を中心として、非行防止のための巡回補導、啓発、教育相談などの実施により、地域ぐるみでの

健全な生活環境づくりに努めるとともに、家庭教育の重要性を啓発するため、各種講座、講演及び広報活動を積極的に行ってまいります。

また、青少年団体の地域での活動の活性化を図ることも重要であります。このことから、指導者の養成、活動情報の提供、活動への参加機会の充実を図ってまいります。

第3は、地域文化の保存と創造であります。

まず、歴史文化の保全と継承についてであります。

当町に現存する文化財の保護は、私たちに課せられた責務の一つであります。こうした文化財の保全・継承を図るため、昨年に引き続き、法輪寺、調子丸古墳、駒塚古墳の発掘調査を行い、その全容について明らかにしてまいります。またこうした文化財を広く住民に周知し、住民一人ひとりが文化財を守り伝えていくという意識を醸成することも必要なことであります。そうしたことから、歴史講演会や学習会などを通じて、文化財の周知、啓発にも努めてまいります。

また、旧家などに現存しております、比較的歴史価値が高いとされる古文書類の保存についても重要であります。このたび、法隆寺西里出身で徳川家康・秀忠の2代にわたる將軍にその力量が高く評価され、重用された宮大工の棟梁でもあった中井正清の古文書をはじめとする、当時の法隆寺村周辺地域に関する貴重な文書や絵図を有した安田家の古文書類について、安田家のご厚意により寄贈していただけることになりました。これら歴史的に貴重な文化財について、平成14年度は緊急を要する物について保存処理を行ってまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備事業につきましては、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会において、具体的な整備計画の策定に着手してまいります。

また、中宮寺跡地の公有化についてであります。史跡藤ノ木古墳の用地買収について、一応の目途がつかまりましたことから、平成14年度から公有化に向け、国・県との協議を行う一方、整備計画の策定にも着手してまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

本年9月をもちまして、いかるがホールが開館5周年を迎えるわけです。開館以来、利用者及び来館者は約30万人を数え、多くの方に利用していただいております。地域文化の創造に寄与しているものと自負しております。今後とも地域文化創造の拠点施設として、住民ニーズに応えた幅広い事業展開をしてまいります。

また、地域の文化振興といかるがホールの管理運営のために設立しました文化振興財団

につきましても、地域に根ざした文化の創造を目指して、幅広いジャンルで事業の展開を行い、住民ニーズに応じてまいります。

また、先にもふれました町制55周年記念イベントとして、新年度から、従来、中央公民館で実施してまいりました文化祭、美術展覧会等を、町及び教育委員会、文化振興財団の共催により、「(仮称)いかるが里文化芸術祭」として8日間の日程で開催してまいります。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

第1は、市街地・住環境の整備であります。

まず、JR法隆寺駅舎の改築及び周辺整備につきましては、当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点としての整備を推進するため、新年度からJR西日本との協議と並行しながら、整備基本計画の策定を行い、事業化に向けた調査を進めてまいります。

次に、土地区画整理事業についてであります。

良好な住宅環境を計画的に整備し、土地の利用促進を高めるため、土地区画整理事業などにより居住環境の整備を進めてまいります。「服部地区」の区画整理事業につきましては、昨年に引き続き促進してまいりますとともに、新家地区の区画整理事業につきましても事業化に向け地元調整を進めてまいります。

次に、町営住宅の建設につきましては、高齢者や障害者にやさしい住宅を目指し、住宅立替により機能の更新を図っているところであります。

なお、本件におきましては、本議会の平成13年度斑鳩町一般会計補正予算で、旧第2浄水場跡地で21戸の町営住宅建設の補正予算案を上程しており、平成15年度の完成に向け鋭意取り組んでまいります。

第2は、道路・交通体系の整備についてであります。

引き続き国道及び県道の整備促進を積極的に図り、町道につきましても、町道整備5カ年計画に基づき、着実に推進してまいります。

次に、懸案でありますいかるがパークウェイの整備促進についてであります。いよいよ平成14年度から、モデル区間の本格的な工事も始まります。このことは、ひとえに今日までの議員各位のご指導、ご鞭撻と、関係者の深いご理解とご協力の賜物と、ここに改めて深く感謝申し上げる次第であります。一日も早い全線開通に向け、町といたしましても、なお一層事業の促進に鋭意努力してまいり所存でありますので、議員各位並びに関係者におかれましても、引き続き今まで以上のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。

今日まで、約70%の用地の取得が完了しております。100%の事業用地の取得に向け鋭意努力するとともに、いかるがパークウェイモデル区間の整備や服部地区の区画整理事業との整合を図りながら、早期完成に向け工事を進めてまいります。

次に、県道天理斑鳩線の進捗状況についてであります。

現在、阿波2丁目地域の家屋連たん地域の用地買収は完了しております。

当該区間は、三代川が並行し、道路部分が狭隘であることから、車両及び通行者の安全確保のため、道路改良工事を予定していただいております。また、先線においても宅地部の地権者と用地交渉を行っており、農地を含めて引き続き本事業の促進に向け県と地元との調整役として努力してまいります。

第3は、斑鳩の里にふさわしい風景・景観の形成であります。

まず、法隆寺・法起寺・法輪寺周辺などの自然環境や田園風景と歴史的景観が一体となった風景を保全するため、景観作物として栽培を推進しておりますコスモスについて、栽培面積を拡大することにより風景・景観の保全に努めてまいります。また、先にもふれましたが、町制55周年記念事業の一環としてコスモス畑での記念コンサートも予定しており、あわせていかるがの里のPRを図ってまいります。

また、法隆寺周辺の歴史的な街並みの保全につきましては、西里地区において、公園整備と法隆寺線藤ノ木線整備に伴う電線類の地中化を進めてまいります。なお、道路本体の整備につきましては、次年度以降計画的に進めてまいります。

次に、都市会議“古都21”の開催であります。

先に申し上げた歴史・文化の保存と継承とともに、その活用も忘れてはならないことの一つであります。言いかえれば、私は、活用され続ける文化遺産は後世まで引き継がれていくであろうと考えております。先人達から受け継いだこの重要な財産を次の世代へどのように伝えていくかが、私たちのみならず国民すべての重要な役割でもあるとも言えるのではないでしょうか。また、ただ単に歴史文化の伝統を守るのではなく、新たな個性的なまちづくりに活用していくといった観点も必要であります。さらに、このような課題を共有する全国の自治体とのネットワークを通じた情報の交換も、まちづくりを行っていく上では重要であります。そこで、先に述べました、同じ課題を抱えた自治体がいかるがの里に一堂に会し討議する都市会議を、奈良市、明日香村との共催で開催します。なお、現在ま

でに参加を予定されている都市は、県外では神奈川県鎌倉市、栃木県日光市、県内では奈良市、明日香村となっています。

第5の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

第1は、環境保全の推進であります。

生活環境につきましては、豊かで文化的な生活を営むうえで、オゾン層の破壊、地球の温暖化、酸性雨などといった多くの環境問題に私たちは直面しており、まずは地域レベルでの取り組みが重要であると叫ばれております。

環境問題は、住民一人ひとりが生活するためのすべての活動から発生していると言っても過言ではありません。このことから、第3回目となる環境問題学習会を出前講座の一環として引き続き実施するとともに、環境保全推進委員の活動に対して支援を行い、行政と住民との協働で問題解決を図ってまいります。

次に、環境問題の大きなウエイトを占めます廃棄物処理であります。今までの処理をする考え方から循環させる考え方によって変わってきています。当町としましても、循環型社会形成推進基本法を初めとするリサイクル関連六法などに基づき、あらゆるリサイクル及び減量化施策を研究し、循環型社会の構築に向け積極的に努力してまいります。また環境問題学習会などで出された意見等を取り入れ、収集体制の充実など、ごみ問題に積極的に取り組んでまいります。

次に、平成14年度に取得を目標としております「ISO14001」の認証取得でありますが、本町が目指す環境にやさしいまちづくりを更に進めるため、役場庁舎と保健センターの認証取得に向けた取り組みを行ってまいります。私をはじめとする役場職員が一丸となって、環境にやさしい事務事業などを構築してまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、衛生処理場関係の補償交渉の状況であります。

衛生処理場の安全かつ安定的な継続運営を約束として、10年毎に地元4自治会と取り交わしている覚書の期限が本年3月末日となっていることは、議員各位もご承知のとおりであります。現下の状況では、引き続き衛生処理場の継続を地元自治会にお願いするより方法はなく、覚書の更新について、昨年7月から各自治会に赴き交渉を行ってまいったところであり、現在、1つの自治会とは交渉がまとまり、既に覚書の調印を交わさせていただいております。残り3自治会におきましても、衛生処理場の継続についてはご理解をいただいております。現在、覚書の調印に向け最後の調整を行っている状況であります。

以上、現在までの交渉についてご報告申し上げましたが、概ね全ての自治会においてご協力をいただく見込みとなりましたことは、ひとえに議員各位並びに関係者各位のご協力とご理解の賜物であると、この場をおかりし感謝申し上げます次第であります。町といたしましても、衛生処理場の適正な運営に一層努力をしてまいる所存であります。議員各位並びに関係者各位におかれましても、引き続き今まで以上のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第2は、防災、防犯であります。

防災体制の整備につきましては、近年の災害発生の教訓を活かし、災害の未然防止に取り組んでまいります。

まず、平成12年度から進めております防災行政無線の整備についてであります。平成14年度は当町を含めた県下の全市町村が、地上系の無線設備の整備に着手してまいります。このことによりましてより強力な無線整備体制が整い、緊急時の情報伝達手段の強化が図られることとなります。さらに、災害時において地域ぐるみで災害応急対策ができるよう、「自らのまちは自らが守る」という考えのもと、地区別に防災訓練を実施するなど、防災意識の高揚と私設消防団の育成を図ってまいります。

次に、消防施策についてであります。住民の生命と財産を火災、災害等から守るため、消防団員の育成と消防体制の充実、さらには消防施設の整備点検を図るとともに、防災のまちづくりといたしまして、引き続き消防水利弱点地域において、防火水槽の設置を行い、施設の充実を推進してまいります。

次に、浸水対策についてであります。平成12年7月の富雄川上流地域における集中豪雨により発生しました富雄川右岸溢水災害は記憶に新しいところであります。本町に流れる河川の中には危険な河川もあることから、豪雨ともなると流域に居住されている住民の方々に大きな不安を与えてきたところであります。また、下流域におきましても、過去には農作物や家屋等に大きな被害をだしてきたところであります。町では、今日に至るまで、議員各位並びに関係者の皆様とともに、国・県にその解決のため幾多の要望・陳情を行うとともに、対応策を講じてまいったところであります。その一つとして平成9年度から、貯留浸透事業にも着手し、ため池等において、約3万トンの雨水を一時貯留する施設整備に着手しており、引き続き実施してまいります。

また、懸案であります富雄川及び三代川の改修につきましては、今後も県に対しまして、早期完成に向け、引き続きお願いしてまいります。なお、三代川改修の事業進捗状況で

ありますが、現在、改修の終わっていますところから上流約400メートル区間内の境界未確定部分の確定に向けての取り組みとあわせ家屋調査を行っております。平成14年度以降は、関係者に対して補償交渉等を計画しており、町といたしましても県とともに事業を一層促進してまいります。

次に、交通安全対策についてであります。交通事故から住民の生命を守るため、西和警察署をはじめ、各関係機関と連携を図り、立哨指導、巡回パトロール、交通安全教室などを開催し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、子どもやお年寄り、障害者にやさしい交通安全施設の整備を図ってまいります。

第3は、上・下水道の整備であります。

上水道につきましては、企業経営の健全化を基本姿勢としながら、将来の水需要に対応するため、昨年からは着手しております第1浄水場の改修をはじめとする施設整備を推進してまいります。また、現有施設の効率的な運営を図るとともに、老朽管等の管網についても整備を行い、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

また、下水道の整備につきましては、県の流域下水道・竜田川幹線工事は順調に進捗しており、本町の稲葉車瀬から浄化センターまでは、平成16年度中に幹線工事が完了する予定であり、これにより当町の一部区域について平成17年には供用開始ができるものと考えております。なお、このことから、水洗化を促進するための補助制度、負担金及び使用料等に関する条例につきまして、新年度から議会にもご相談申し上げてまいります。

また、先にも申し上げましたように、一部供用開始の見通しがついた状況から、公共下水道の事業認可区域243ヘクタールを、財政計画とも整合を図りながら、平成22年度を目途に整備を推進してまいります。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

地域活力の源であり、住民の生活を豊かにする産業の振興は、大変重要な課題であります。地域の資源と地理的魅力を有効に活用した施策を展開し、活力に満ちたまちづくりを目指してまいります。

第1は、農業の振興であります。

農業を取り巻く環境は、米価の下落や輸入農産物の増大、産地間競争の激化、農業者の高齢化と担い手の減少など、大変厳しいものがあります。このような状況下におきまして、農業経営の改善を目指し、農地の賃借、農作業の受委託などにより、農地の流動化を進めてまいります。そのためにも、農家・農協・行政の連携により、集落営農や農作業の受

委託などの相互扶助体制を確立することが肝要であり、地域ぐるみで産地形成や販路の開拓にも努めてまいります。

また、先に申し上げました農作業の効率化や農地の汎用化を進めるためには、ほ場、農道、用排水路、ため池など、土地基盤の整備が不可欠でありますことから、総合的、計画的に整備を推進してまいります。

第2は、商工業の振興であります。

商工業の振興につきましては、商工会、各事業所、各団体と連携し、国・県・町の制度資金の活用により設備の近代化を図り、経営基盤の強化を促進してまいります。

また、現在取りまとめ中の商業活動実態調査の結果をふまえ、並松、龍田商店街をはじめとする商店街の商業活性化策について検討を行ってまいります。

第3は、観光の振興であります。

観光につきましては、歴史的な観光資源を有効に活用し、法隆寺iセンターを中心に、斑鳩町観光協会とも連携しながら施策の充実を図るとともに、広域的視点にたった地域全体のイメージアップに努めてまいります。

そのためには、県やJR、関係団体と連携し、効果的な宣伝、PRを行い、あわせて観光客の誘致も図ってまいりたいと考えております。

なお、観光客の状況ではありますが、去年は斑鳩宮造営1400年という年で、マスコミ等で多く取り上げられた結果、観光客は前年度と比較し、約10万人程度増加しており、宣伝効果は大きなものがあります。しかしながら、新年度は昨年度以上の観光客の増加は期待できないと考えられることから、県と町との共催により「(仮称)古代のロイヤルロードを往く」と題した、聖徳太子ゆかりの太子道に関連するイベントを開催し、町内外に向けて、太子道とともにいかるがの里をPRすることにより、観光客の誘致にも努めてまいります。

第7の柱は、新たな地方自治への対応であります。

まず、市町村合併につきましては、先の12月定例議会において施政方針の中で申し述べましたが、社会経済状況、世論、財政状況等などの問題を考えるときに、市町村合併に消極的になる理由はなく、地域の発展には必要であります。

しかしながら、市町村合併は地域社会に与える影響は多大なものがあり、地域住民や議員各位との意識形成並びに意思統一は重要であります。

そうしたことから、議会におかれましても、この問題について活発な議論を行っていた

だき、ともに歩んでいただくよう重ねてお願い申し上げる次第であります。

次に、地方分権に対応できる職場、職員づくりについてであります。

社会情勢の変化は、行政への役割を量的に増大させるとともに、質的にも変化をもたらすこととなりますことから、一層の公務能率の向上を図りますとともに、変化に柔軟かつ迅速に対応してまいります。

組織機構につきましては、平成10年度に抜本的な見直しを行い、課題の推進に向けた横断的な取り組みなど、活性化への効果が出てきたものと考えますが、更に検証を深めてまいります中で、環境対策、地方分権、都市基盤の整備など、緊急を要する新たな課題や重点的な取り組みを必要とする分野につきましては充実強化を図ってまいりたいと考えております。また、同時に、必要とされます職員の育成につきましても、個々の職員の持つ能力が十分発揮できる人材育成システムの確立を期するために研修等を実施し、これらを通じて本格的な分権社会に即応できる人材の確保に努めてまいります。

次に、地方分権に対応できる行財政運営についてであります。

まず、本年4月1日をもって解禁となるペイオフへの対応であります。

議員各位もご承知のように、地方公共団体の公金預金につきましても、元本1,000万円とその利息を超える部分に保護措置はなく、地方公共団体は自己責任による対応が必要となりますことから、公金預金に関する管理と運用について、去る2月の担当常任委員会におきまして、斑鳩町資金管理並びに運用基準としてペイオフへの対応をお示ししたところであります。今後、政府情報はもとより、金融情報などを積極的に収集し、適正な管理と運用に努めてまいります。

次に、健全財政の維持に資する自主財源の確保につきまして、とりわけ税などの滞納額の累積は大きな課題と受けとめており、各分野におきまして、滞納整理の強化対策を講じ、解消に努めますとともに、住民の皆様の納税に対する不公平感の払拭に努めてまいります。

行政運営につきましては、平成11年の地方分権一括法の施行以来、地方公共団体自らの責務において、一層の効果的、効率的な行政運営及び健全財政運営が求められ、町の果たすべき役割や責任は今後ますます大きくなっていくものと思われまふ。それらをを十分果たしていくために、簡素で効率的な行財政運営の確立、職員の政策形成能力と政策評価能力の向上など、職員一人ひとりが問題意識をもって自己啓発し、行政サービスの質の向上について、全員が一丸となって積極的に意識改革に取り組んでいくことが必要不可欠で

あります。そうしたことから、昨年から着手しております第3次行政改革大綱の策定は、極めて重要なものであると認識いたしているところであります。

また、平成12年度から作成いたしております貸借対照表につきましては、より適切な時期に議会にご提示申し上げるとともに、一層各事業の行政コストがわかり易いものとし、住民にも公表してまいります。

平成12年度から試行しております行政評価システムにつきましては、平成14年度までを試行期間と位置づけ実施しておりますが、いよいよ新年度が最終年度となりますことから、制度の実施に向けた問題点を、平成15年度本格実施に向け整理してまいります。

また、斑鳩町土地開発公社の運営につきましては、長期保有地の削減の一環として、既に平成13年度にはJR法隆寺駅前の駐在所用地を土地開発基金で買収しておりますが、平成14年度では、更に駐輪場用地を土地開発基金で買収するため、不足する1億3,800万円を新たに土地開発基金に積み立てることとしております。

以上、平成14年度予算編成を行いました所信の一端を申し述べましたが、今後、少子・高齢化、高度情報化等による経済社会の急激な変化や経済の停滞と不透明感の高まりの中で、一人ひとりや各企業、団体、地域が持っている潜在能力を更に高める社会づくりが一層求められています。その一環として、我々自治体においても、自己決定、自己責任の原則に基づき、斑鳩町の個性と創造性を十分発揮できるまちづくりを目指してまいります。

「一人ひとりが創り出すまち 歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」の実現に向け、職員ともども一丸となり取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解ご協力をいただくことを重ねてお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 暫時休憩します。

（午後3時23分 休憩）

（午後3時23分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開します。

ただいま施政方針が終わりました。

午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時24分 休憩）

(午後3時40分 再開)

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

続きまして、本定例会に付議されました27議案の総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、議案第1号 斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例についてであります。男女共同参画社会の実現に向けて、育児休業及び介護休暇制度の充実を図るため、子の養育または家族の介護を行う職員に対する支援措置を講ずることにより、これらの者の勤務と家庭生活との両立に寄与することを通じて職員の福祉の増進を図るとともに、本町行政の円滑な運営に資することを目的として制定するものであります。平成14年4月1日から施行される改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児休業や、今議会に改正議案を上程しております斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条に規定する介護休暇を取得した後でも、請求により、子育て支援は就学前までの期間で1日2時間以内、介護支援は1年までの期間で1日4時間以内の休業が取得できることとするものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例についてであります。学校医等の公務災害補償について定めている公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正が行われ、平成14年4月1日から施行されることとなり、公立諸学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に必要な経費につきまして、従来は国及び都道府県がそれぞれ2分の1ずつ負担していたものを、改正後は、学校の設置者である地方公共団体がすべて負担することとされました。

このことに伴いまして、市町村立学校の学校医等の公務災害に対しての補償の範囲、補償金額及び支給方法等の補償に関しまして必要な事項は、都道府県の条例ではなく市町村の条例で定めることとなりましたことから、今回当条例を定めるものであります。

次に、議題3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律がそれぞれ平成14年4月1日から施行されることにより、一般職の職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について改め

られ、また、介護休暇の取得期間が3カ月以内から6カ月以内に改められることに伴い、これらの改正に準じまして、当条例において準則に基づき所用の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第3号と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることにより、育児休業等の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられ、また保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律が平成14年3月1日から施行されることにより、保健婦、看護婦等名称が改められることに伴い、これらの改正に準じまして当条例において準則に基づき所用の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例についてであります。地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により国民年金印紙検認事務が廃止されることに伴い、従来町で行ってきた国民年金印紙売りさばき事務がなくなることから、当条例を廃止するものであります。

次に、議案第6号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町土地開発公社の長期保有地の解消による経営健全化を推進するため、同公社で保有いたしておりますJR法隆寺駅南口の駐輪場用地を買収することとし、現在の土地開発基金の額4億3,900万円に新たに1億3,8000万円を積み立て、基金の額を5億7,700万円に改正するものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど、議案第4号で申し上げましたように、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律が施行されることにより、同様に当条例において所用の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。奈良県事務処理の特例に関する条例の改正によって、奈良県屋外広告物条例に規定する許可事務等が市町村に権限委譲されることに伴い、当該事務に係る申請手数料を徴収することとなるために改正を行うものであります。

次に、議案第9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。子育て支援の一環として、現在4歳未満児を対象に医療費の助成を実施しておりますが、近年の少子化傾向から、次代を担う子どもたちの健やかな育成を図ることが一層求められております。

そうしたことから、子育て支援をより充実するため、今回、入院及び歯科診療に係る医

療費の助成について、対象年齢を就学前まで拡大することとし、当条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号 斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例についてであります。精神障害者の生活の安定、福祉の増進に寄与するために、平成14年度から重度心身障害者等福祉年金の自給資格に、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者を追加するものであり、そのための所用の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど、議案第4号で申し上げましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、企業職員の育児休業に関しても所用の措置を講ずることとし、当条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,324万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ86億5,529万4,000円とするものであります。

その主な補正の内容であります。まず、歳入予算についてであります。

第10款分担金及び負担金、第1項分担金では、高安農道に係る土地改良事業費分担金で201万4,000円の減額補正であります。

第13款県支出金、第2項県補助金では、保育所の産休代替職員設置事業費補助金で171万3,000円増額となるものの、県単独土地改良事業費補助金で235万円の減額により、63万7,000円の減額補正であります。

第3項県委託金では、参議院議員選挙費の確定により選挙費委託金で175万4,000円の減額補正、心の教室相談員活用調査研究事業費委託金の減額及びふれあいフレンド活用調査事業費委託金の減額により教育費県委託金で132万円の減額補正であります。

第14款財産収入、第1項財産運用収入では、各基金利子の確定により196万3,000円の増額補正であります。

第15款寄附金では、福祉基金としてご寄附いただきました3万6,000円を増額するものであります。

第16款繰入金、第2項基金繰入金では、介護保険円滑導入基金の利子確定により1万5,000円を増額補正するものであります。

第18款諸収入、第4項受託事業収入では、保育所に係る管外保育受託料で140万3

、 000円の減額補正であります。

第5項雑入では、消防団員退職報償金受入金で34万2,000円の増額補正であります。

第19款町債では、衛生債で上水道安全対策に係る水道事業会計出資債40万円の増額補正、土木債で町営住宅建設について国の第2次補正を受けて建設費の一部をこのたびの補正予算に計上をいたしておりますが、これに係る公営住宅建設事業債1億1,300万円の増額補正及び同様の事由により特定資金公共投資事業債1億1,861万4,000円の増額補正、また、旧菅邸の用地買収について、資金手当として計上していた歴史的地区環境整備街路事業費4,400万円を減額補正するものであります。

続きまして、歳出予算の補正であります。

第1款議会費では、議員報酬等229万2,000円の減額補正であります。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で職員の退職に伴う職員退職手当組合負担金4,021万円の増額、第2目文書広報費で150万円の減額、第5目財産管理費で各基金の利子確定に伴う積立金120万3,000円の増額補正であります。

第4項選挙費では、選挙執行費用の確定により、第3目町長選挙費で355万4,000の減額、第4目参議院議員選挙費で174万1,000円の減額補正であります。

第5項統計調査費では、統計資料データ作成業務委託料で100万円の減額補正であります。

第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で福祉基金積立金で4万2,000円の増額、第13目介護保険事業繰出費で1万5,000円の増額福祉であります。

第2項児童福祉費、第3目保育園費では、予算額を変更することなく歳入補正に伴う財源振替えを行うものであります。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、上水道安全対策事業に係る出資金で40万円の増額補正であります。

第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、高安農道の事業執行う見込む中で870万円の減額補正であります。

第7款土木費、第4項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金で3,750万円の減額補正、第7目景観保全対策事業費では、地方債の減額に伴い予算額を変更することなく財源振替えを行うものであります。

第5項住宅費、第2目住宅整備費では、町営住宅の建設について、当初予算では実施設計委託料等を計上いたしておりましたが、今般、国の第2次補正予算を受け、建設工事費の一部として増額をお願いするものであり、これに係る所要額2億4,154万7,000円の増額補正であります。

第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員の退職に伴う退職報償金34万2,000円の増額補正であります。

第9款教育費、第1項教育総務費、第5目のスクールカウンセラー事業費では、県のスクールカウンセラー事業を活用したことにより73万5,000円の減額補正、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、藤ノ木古墳整備基金の利子確定により、積立金で7,000円の減額補正であります。

第12款予備費では、今回の補正に要する財源の不足分に充当するため、4,348万8,000円の組替えを行うものであります。

なお、繰越明許費として翌年度に繰越す事業は、道路新設改良事業で2,500万円、法隆寺線整備事業で1億310万円、公営住宅建設事業で2億4,154万7,000円であります。

次に、議案第13号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。財政調整基金の利子として5万2,000円を受け入れ、同額を基金に積み立てる増額補正で、歳入歳出それぞれ18億8,178万4,000円とするものであります。

次に、議案第14号、平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ7,200万円を追加し、総額をそれぞれ11億718万2,000円とするものであります。

その主な内容であります。国の経済対策であります第2次補正予算での無利子貸付金の受入れ及び流域下水道事業市町村建設負担金の増額であります。

なお、12月に補正予算をお願いいたしました工事と併せ、年度内に完了できる見込みがないため、工事請負費で8,570万円、補償補てん費で230万円、合計8,800万円の繰越明許をお願いするものであります。

次に、議案第15号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第3目介護保険円滑導入費で介護保険円滑導入基金の利子確定により1万5,000円を増額補正するも

のです。

歳出では、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費で1万5,000円を増額補正するものです。

次に、議案第16号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、資本的収入といたしまして、水道管路近代化推進事業による石綿セメント管更新事業の国庫補助金50万円と、上水安全対策事業による一般会計からの出資金40万円の増額であります。

次に、議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算についてであります。

当町の財政運営については、施政方針で申し述べましたように、わが国の経済はなお厳しい状況にあることから、町税収入をはじめ、地方交付税などの主要な財源の確保も全く予断を許さない状況が続くものと考えております。

このような中、歳出面におきましては、高齢者・障害者・乳幼児等への福祉施策、国民健康保険・介護保険等の保険、疾病予防の健康対策、環境対策、学校教育の充実及び都市基盤の整備など、多くの住民ニーズに応えながら、町債の償還も行う必要があります。

そうしたことから、平成14年度の予算編成にあたっては、当町財政が今後なお一層厳しい状況下にあることを十分認識し、限られた財源を有効に活用しながら、真に優先度の高い施策・事業に対して重点的な配分に努めたところであります。

平成14年度一般会計予算の総額は、84億8,000万円を計上いたしました。前年度と比較して、4億8,000万円、6.0%の増であります。

なお、先ほど申し述べました多くの住民ニーズに応えるため、町税及び地方交付税等の歳入を見込む中で、やむを得ず財政調整基金を1億1,000万円、都市計画事業整備基金を1億3,900万円の取崩しをさせていただいております。各款ごとに、できるだけ先ほどの施政方針と重複しないよう、順次、その内容についてご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、1億1,422万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、837万2,000円の減となっております。

議員各位には、斑鳩町の発展のために、広範囲にわたり活発な議会活動を行っていただいていることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

次に、総務費につきましては、10億9,857万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して、9,107万円の増となっております。

昨年は、NHKのドラマや全国の美術館での特別展で聖徳太子が大きく取り上げられ、

各方面で注目をされたところであります。本町におきましても、法隆寺中門前の記念コンサートをはじめとする斑鳩宮造営1400年記念事業がマスコミ等にも取り上げられ、いかるがの里のPRや観光客の誘致にもつながったものと考えております。新年度は、一層の地域文化の醸成と活性化を図るため、奈良県と共催で、聖徳太子ゆかりの古道「太子道」の継承といかるがの里のPRを兼ねたウォークイベントを実施する予定であります。また、古都の歴史を活かしたまちづくりについて考える都市会議・古都21を関係市町村と共に開催するため、当町負担分を計上しております。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女共同参画社会づくりセミナーを昨年引き続き行ってまいります。また、新たに、女性の人権を侵害する深刻な問題や女性が抱えるさまざまな問題に対して適切な相談・助言を行う必要があることから、女性総合相談を定期的実施する経費を計上しております。また、(仮称)男女共同参画社会推進条例の制定に向けた取り組みも行ってまいります。

第3次行政改革大綱の策定につきましては、地方分権や住民ニーズの多様化等に適切に対処するため、昨今の経済情勢、地方財政、地方分権の議論等を勘案しながら、できる限り数値目標を設定した大綱を策定してまいります。

また、新たな行政改革の手法としての事務事業評価については、引き続き試行を行いながら、住民に分かり易い形で公表できるよう創意工夫をしてまいります。さらに、貸借対照表につきましても、各事業における行政コストに焦点をあてた行政コスト計算表の調査研究に努めてまいります。

次に、IT関連では、平成13年10月に策定された「電子政府・電子自治体推進プログラム」により、地方公共団体を含めた総合的な情報化を政府では推進しております。本町においても、ホームページを通じて、各種行事、ごみの分別、福祉医療申請用紙の交付及び各種統計資料の公開サービスを行っておりますが、新たにインターネット用の庁内ネットワークを構築し、各部局単位で活用できる体制を整え、一層の情報化の推進を図るための所要額を計上しております。

また、町例規集につきましても、インターネットで検索、閲覧できるようシステムの構築を行うための所要額を計上しております。

住民基本台帳法の一部改正による住民基本台帳ネットワークの構築につきましては、平成15年8月の全国一斉本稼働に向けて、現在、急ピッチで作業を進めております。平成14年度では、市町村総合テスト、住民票コード通知等その準備に係る所要額を計上して

おります。また、新たに、平成14年度から戸籍総合システム構築のための所要額を計上しております。

コミュニティバスの運行につきましては、平成13年度からの本格的な運行により、1月当たり約3,000人の利用があり、引き続き実施してまいります。

第3次総合計画の実現に向けて、住民、行政協働によるまちづくりを進めるために、まちづくり人材育成事業、行政出前講座を引き続き実施し、さまざまな角度から「まちづくり」について考える機会づくりの充実を図ってまいります。

積立金では、本定例会に斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例を上程いたしております。土地開発基金に新たに1億3,800万円を積み立て、合計で5億7,700万円とし、土地開発公社で保有しておりますJR法隆寺駅南口の駐輪場用地を買収し、土地開発公社の長期保有地の解消に努めてまいります。なお、駐在所用地につきましては、既に平成13年度で土地開発基金で買収しております。

選挙費につきましては、選挙管理委員会の開催等に係ります必要経費のほか、平成15年4月に、統一地方選挙として奈良県議会議員選挙、斑鳩町議会議員選挙が予定されており、その準備作業が平成14年度と平成15年度になることから、そのための経費を計上しております。

また、7月に農業委員会委員の任期満了を迎えますことから、そ選挙執行に係ります経費も計上しております。

次に、民生費につきましては、14億7,851万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、3,909万9,000円の増となっております。

まず、懸案であります（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、再度検討委員会を設置し、用地及び施設内容等について広くご意見を賜ってまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き、誰もが安心して生活できるまちづくりに努めてまいる所存であります。

介護保険制度の導入から2年が経過し、介護保険サービスの適切な供給を図るため、介護保険事業計画・老人保健福祉計画の見直しを行います。平成14年度の見直し作業では、介護サービス環境アンケート調査を、65歳以上の方で要介護認定を受けていない1,000人程度を抽出し、実施するとともに、要介護認定者の状況や介護サービスの利用状況等を基に、平成15年度以降の介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの円滑な提供の確保に向け努力してまいります。

また、配食、軽度生活援助、外出支援などの介護予防、生活支援サービスや家族介護支援のため、各種サービスの周知につとめ、その利用促進に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

斑鳩町障害者計画に基づき、生活支援・社会参加・社会復帰に向けて、各種の事業を実施しており、年々増加する対象者の要望に応えるための経費を計上しております。また、平成14年度からは、精神障害者福祉事務が県から市町村に移管されることとなりますことから、その必要経費を計上しております。

その主な業務の内容であります。精神障害者保健福祉手帳の交付、ホームヘルプサービス等の居宅生活支援事業が移管されてまいります。これら事務事業の移管により対象者に不都合が生じないよう、保健所や保健センター等と連携を図り、スムーズな事務移管に努めてまいります。

また、先ほど、議案第10号 斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例で申しあげましたように、斑鳩町重度心身障害者等福祉年金の支給対象者に、新たに精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者も追加し、生活の安定及び福祉の増進に寄与してまいります。

また、平成12年度から実施しております重度身体障害者の移動支援事業につきましては、初年度では利用実績が23件、平成13年度の見込みでは128件と利用数が増加しております。本制度が浸透、定着しつつあることから、引き続き利用者の要望に応えるための所要額を計上しております。

また、障害者が地域で活動する拠点としての2つの福祉作業所の運営につきましては、障害者が常に快適な活動ができるよう、福祉作業所との連携に努めてまいります。なお、以前からご指摘のありましたあゆみの家の改修につきましては、平成13年度予算で対応しているところであります。

次に、児童福祉についてであります。

近年の社会経済情勢の変化と男女共同参画社会の実現のためには、保育園の役割はますます重要となってきており、利用者も増加の傾向にあります。そうした中で、選ばれる保育園運営につとめ、子どもの健やかな成長を願っているところであります。

さらに、放課後児童対策など、その充実に努めているところでありますが、児童の増加に対応するため指導員の増員を図るとともに、斑鳩学童保育室についても、保護者の要望に応え新たに建設するための整備費を計上しております。

また、新たに、子育てサポーター養成講座を開催し、地域ぐるみでの子育て支援に向け、支援ネットワーク体制構築の準備を行ってまいります。

乳幼児、母子、障害者等の福祉医療につきましては、増加する需要に応えるべく所要額を計上しております。特に、乳幼児医療については、新年度から新たに歯科診療及び入院の自己負担相当額を小学校就学前まで年齢を引き上げ助成することとし、乳幼児の健康保持及び福祉の増進を図ることとしております。

次に、衛生費につきましては、11億5,674万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1億8,201万7,000円の増となっております。

まず、環境対策であります。ごみ減量化・資源化を目指し、平成12年10月からの可燃及び不燃ごみに続き、平成13年4月から粗大ごみにつきましても「ごみ処理有料化」を導入させていただいているところであります。

住民皆様のご理解とご協力をいただき、順調な運営状況となっており、その効果も現れつつあります。今後は、ごみ減量化・資源化をどう継続させていくかが大きな課題であると考えております。住民の皆様に、物や限りある資源を大切にし、循環型社会の形成に向けて常に認識をしていただくことが、より一層のごみの減量化につながるものであり、引き続きご協力をお願いするものであります。

また、環境問題に対する意識の高揚と環境問題を正しく認識していただくため、行政の出前講座として、全自治会を対象に第3回環境問題学習会を実施しており、現在、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの直面しております重大な地球環境問題や、これらの問題に対しての自分たちの取り組み方など、住民の皆様に「環境に配慮した生活や行動をしていかなければならない時代になった」という共通認識を持っていただき、次世代に斑鳩町のすばらしい自然環境と生活環境を残す努力をしてまいります。

次に、12月の施政方針で申し述べましたが、平成14年度中に役場庁舎と保健センターにおいてISO14001認証取得を目指しており、その所要額を計上しております。

なお、衛生処理場及び鳩水園等の各施設につきましては、周辺住民の皆様の迷惑とならないよう常に心がけるとともに、適正な管理運営のため必要となる維持補習費を計上しております。

次に、健康づくりの推進であります。住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため、各種がん検診、基本健康診査、健康教室及び健康相談等の充実に努めているところであります。

高齢者が障害を持つのは、心臓病、脳卒中、糖尿病など、いわゆる生活習慣病と言われる病気から起因するものが大きなウエートを占めており、またこの生活習慣病が死因の約6割を占めております。そうしたことから、本町においても、高齢社会に備え、自らの健康は自ら守るという視点に立ち、住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため、新たに、C型肝炎検査を追加しながら各種検診、健康診査、健康教室や健康相談等の充実を目指しており、そのための所要額を計上しております。

さらに、新年度からは、訪問看護ステーションの廃止により、保健センターの保健指導の保健師、看護師が充実することから、訪問による健康指導を一層推進してまいります。

「健康いかるが21」及び「健やか親子21」の策定につきましては、平成14年度中の策定に向けた取組みを行い、総合的な健康づくりに努めてまいります。

次に、農林水産業費につきましては、2億2,988万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、5,156万円の増となっております。

農政については、農道及び用排水路等の生産環境改善のための所要額を計上するとともに、優良な農地の保全に努めてまいります。

なお、生産調整推進対策推進助成金については、新年度から県の助成制度が廃止になりますが、引き続き町施策として所要額を計上してまいります。

次に、商工費につきましては、9,573万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して、601万9,000円の増となっております。

商工業の振興につきましては、昨今の経済情勢を勘案する中、商工業者の債務保証に係る保証料を前年度にも増して計上しており、町内の商工業活動の振興及び地域経済の振興を図ることとしております。

平成13年度で、商業の具体的振興策等を検討するため、商業活動実態調査を実施しておりますが、この調査結果に基づき振興策を検討してまいります。

また、観光の振興につきましては、平成13年度はさまざまな聖徳太子関連のニュースがマスコミ等を通じて報道されたこともあり、観光客が増加しております。

いかるがの里のPRや観光客の誘致を推進するため、観光協会等とも連携しながら、本町の歴史文化、自然などの地域資源を活かした各種イベントを実施するための所要額を計上しております。

次に、土木費につきましては、14億4,037万3,000円を計上しました。前年度と比較して、1億8,011万2,000円の増となっております。

いかるがパークウェイモデル区間につきましては、既に事業用地の取得がすべて完了したところであります。また、去る1月19日には、自治会長を対象に、国土交通省、県、町の主催により、いかるがパークウェイの現状報告、パンフレットの配布依頼とともに、住民と行政の情報交換の場合としての協議会の設立などの説明会を実施し、ご理解をいただいたところであります。今後、国土交通省としては、協議会や地元の小吉田地区の方々の意見を聞きながら、モデル区間の工事を進めていただくと聞いております。なお、当町といたしましても、その他の区間についても引き続き地権者の買い取り要望に対応していただけるよう、国へ働きかけてまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線につきましては、用地買収に努め、現在約70%の取得率となっております。引き続き用地取得に努めるとともに、いかるがパークウェイの工事進捗状況と整合を図り、事業費を計上しております。また、当該路線の一部が含まれております服部地区の土地区画整理事業については、平成15年度末の完成に向け、新年度から工事に着手されることから、都市計画道路法隆寺線用地代相当分として公共施設管理者負担金を計上しております。

また、歴史的地区環境整備街路としての法隆寺・藤ノ木線の整備であります。歴史的な街並みにふさしい道路整備として昨年度から工事を行っており、引き続き電線類の地中化や公園整備などの事業費を計上しております。

また、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、新家土地区画整理事業が、昨今の不安定な経済情勢から地権者の方々の不安もあり、進展が見られない状況が続いております。しかしながら、近年、JR法隆寺駅舎のバリアフリー化に対する住民ニーズが高まってきており、このような住民の要請に応えるため、JR法隆寺駅周辺の道路整備をふくむJR法隆寺駅舎の整備について調査を行いながら、計画の策定を行ってまいります。

町道整備5カ年計画等の道路新設改良事業では、生活道路の整備を図るべく関係者等の理解と協力を得て、引き続き取り組んでまいりますとともに交通安全施設整備、道路維持工事等につきましても、住民の要望に応えるべく所要額を計上しております。

次に、町営住宅の建設事業につきましては、町営住宅ストック活用計画に基づき、代1期整備計画として五百井・興留団地を対象に建替事業を進めるため、平成13年度で、用地として旧第2浄水場跡地の確保、同跡地施設の解体及び実施設計の策定を行ってまいりました。また、今日的課題であります少子・高齢化やバリアフリーにも対応する必要があることから、高齢者や身体障害者等に配慮した整備計画として進めてまいります。

なお、平成13年度斑鳩町一般会計予算の第6号補正予算で、建設事業費の一部に係る所要額の補正をお願いしておりますが、平成14年度におきましては、残りの事業費を計上しております。

次に、地方分権一括法により、里道・水路であります法定外公共物の町への無償譲渡の準備作業を平成13年度から行っておりますが、引き続き平成14年度以降においても事務事業を継続する必要があるため、平成15年度末までの債務負担を設定するとともに、その所要額を計上しております。

次に、消防費につきましては、3億2,156万6,000円を計上しました。前年度と比較して、7,473万6,000円の減となっております。

常備消防関係では、西和消防組合の運営経費に充てられる負担金を計上しております。

非常備消防関係では、住民の生命財産を守る町消防団の運営経費と、私設消防団の育成を促進するための経費のほか、平成14年度は、奈良県防災行政無線システムが昭和62年に設置されて以来15年が経過し、更新時期を迎えたことに伴い、地上系無線の設備更新が県内の全市町村で一斉に行われることから、その整備に係る県への負担金を計上しております。

消防施設関係では、消防施設の維持管理に係ります経費のほか、消防水利の確保・充実のため防火水槽設置の工事費を計上しております。

災害対策関係では、災害備蓄品の購入をはじめ、地区別防災訓練の実施に伴う経費等を計上いたしております。特に、防災訓練については、平成9年度から、校区別防災訓練、町総合防災訓練、生駒郡総合防災訓練を毎年度継続的かつ広域的に実施してまいりました。新年度からは、地域に密着した地区別防災訓練を継続的に実施していくこととし、防災意識の高揚を図ってまいります。

また、平成14年度は、香芝市・生駒郡・北葛城郡を1つのブロックとした区域を対象に、奈良県防災訓練及び奈良県林野火災消火訓練が行われることから、その運営経費に充てるための当町分の負担金を計上しております。

次に、教育費につきましては、9億5,005万7,000円を計上しております。前年度と比較して、2,606万5,000円の増となっております。

まず、学校教育関係についてであります。

中学校における情報化推進事業につきましては、平成13年度から学校内のLAN構築等の整備を推進しております。平成14年度においても引き続き校内LAN構築のた

めの整備費を計上しております。

施設整備では、小・中学校のトイレ改修について、平成13年度から3カ年計画で整備を進めるとともに、校舎壁面、体育館、プール等の改修に取り組みます。また、その他施設補修につきましても、限られた予算の中で一定額を計上したものであります。

平成14年度からいよいよ完全学校週5日制が始まり、また、新学習指導要領の実施に伴い、子どもたちに「生きる力」をいかに身につけさせていくのかということがますます重要な課題となります。「総合的な学習の時間」は、この「生きる力」の醸成の中心となるものであることから、これに対する支援としての予算を前年度に引き続き計上しております。

平成14年度から使用する教科書が、小・中学校同時に改訂されましたが、これにあわせて各教科指導の充実を図るため、小・中学校の教師用教科書及び指導書等の購入に係る予算を計上しております。

学校教育の充実に係る教員の適正配置につきましては、県において配置されるべきものではありませんが、より充実した教科指導と障害児教育の充実を図るため、町費講師を必要に応じて配置してまいります。

また、登校拒否や、登校はしても学級での授業に入れない子ども、いろいろな問題を抱えている子どもたち、あるいはその保護者等に対する相談や心のケアのため、「スクールカウンセラー」と「心の教室相談員」を引き続いて設置してまいります。

生涯学習につきましては、学校・家庭・地域の連携を推進するため、社会教育法の一部改正が平成13年に行われました。

現在取り組んでおります家庭教育学級事業について、より一層の家庭教育の向上のため、家庭教育学級の充実、家庭教育講座の開催及び地域への積極的な行政の出前講座を推進してまいります。また、青少年の非行や犯罪が社会問題となっていることから、青少年の健全育成に向けた取り組みとして、先ほど申し上げました家庭教育学級の拡充、青少年のスポーツ活動への積極的な参加、非行防止のため相談・啓発活動の強化など、健全な社会環境づくりに努めてまいります。

社会教育施設の維持補修につきましては、中央公民館の空調設備及び屋根の改修のための経費を計上しております。

町民プールにつきましては、開館日を従来の7月10日から7月1日に変更し、住民の皆様方のニーズに応じてまいります。また、運営につきましては、事故防止と利用者の安

全確保に一層の努力をしてまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳周辺整備についてであります。これまでに実施してまいりました石室保存のための工学的調査の結果をもとに、その保存方法について史跡藤ノ木古墳整備検討委員会で十分検討をしていただくとともに、関係機関とも十分に連携を図りながら整備を推進してまいります。

また、駒塚古墳の発掘調査につきましては、平成13年度に墳丘部分の調査を実施し、新年度につきましても継続して調査を実施してまいります。

県史跡仏塚古墳につきましては、古墳の保存を図るとともに、見学者の利便性を図るため、一部民地の買収を行うこととしており、その整備費を計上しております。

史跡中宮寺跡の保存整備につきましては、昨年8月に史跡地として追加指定を受けたことから、本町の希望に沿った区域の指定となりました。今後、史跡地の用地取得について国及び県と協議を行っていくこととなりますが、その協議に必要となる史跡中宮寺跡整備基本構想を策定するための経費を計上しております。

また、遺跡の発掘につきましては、平成12年度から5カ年計画で実施しております法輪寺並びに調子丸及び駒塚古墳の発掘調査を引き続き実施してまいります。また、町制55周年記念事業として、駒塚古墳の一般公開を5月に予定しております。

続きまして、歳入についてであります。冒頭で申し上げておりますように、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、財源確保には予断を許さない状況であります。このような中、町の自主財源であります町税では、社会経済情勢を勘案して、29億9,780万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1億830万円の減となっております。これは、固定資産税で1.2%の増となるものの、個人住民税及び法人税の町民税が7.8%の減と見込まれるためであります。

地方譲与税では、6,810万円を計上いたしました。前年度と同程度の100万円の増となっております。

利子割交付金では、6,850万円を計上いたしました。前年度と比較して、5,850万円の減となっており、これは、前年度に高利率の定期預金の満期が集中したことによるものであります。

地方消費税交付金では、前年度とほぼ同額の1億8,160万円を計上いたしました。

ゴルフ場利用税交付金では、前年度と同額の4,800万円を計上いたしました。

自動車取得税交付金では、4,960万円を計上いたしました。前年度と比較して、1

、420万円の増となっております。

地方特例交付金では、1億3,430万円を計上いたしました。前年度と比較して3,200万円の増となっております。

地方交付税では、26億6,750万円を計上いたしました。前年度と比較して、950万円の減となっておりますが、平成13年度決算見込み額からは、約1億3,000万円の減となる見込みであります。なお、昨年に引き続き、地方財政対策により、地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担することとされ、地方の負担分は臨時財政対策債により補てん措置を講じることとされております。

交通安全対策特別交付金では、前年度とほぼ同額の430万円を計上いたしました。

分担金及び負担金では、1億3,041万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して、2,166万1,000円の増となっております。

使用料及び手数料では、2億3,558万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1,561万9,000円の増となっております。

国庫支出金では、3億9,257万9,000円を計上いたしました。前年度と比較して、2,118万6,000円の増となっております。

県支出金では、2億6,267万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して、889万4,000円の減となっております。

財産収入では、308万4,000円を計上いたしました。前年度と比較して、733万9,000円の減となっております。

寄附金では、前年度と同額の900万円を計上いたしました。

繰入金では、2億5,810万円を計上いたしました。前年度と比較して、1億8,992万6,000円の増となっております。

その主なものは、財政調整基金1億1,000万円及び都市計画事業整備基金1億3,900万円の取崩しによるものであります。

繰越金では、平成13年度予算の執行を見込む中で、1億円を計上いたしました。

諸収入では、1,886万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1,005万9,000円の減となっております。

町債では、8億5,000万円を計上いたしました。前年度と比較して、4億4,210万円の増となっております。内訳といたしましては、水道事業会計出資債1億6,970万円、流域対策施設整備事業債1,460万円、地方特定道路整備事業債1億6,29

0万円、まちづくり総合支援事業債2,420万円、公営住宅建設事業債1億910万円、防災まちづくり事業債480万円、地域情報通信基盤整備事業債560万円、減税補てん債5,090万円と、臨時財政対策債につきましては3億820万円を借り入れる見込みであります。

なお、臨時財政対策債は、地方交付税のところでもふれましたが、地方一般財源の不足分を、平成13年度から平成15年度の間に限り、各地方自治体が特例地方債として借りられることとし、その元利償還金については、全額が基準財政需要額に算入されることとなっております。

以上の借入れを行い事業の進捗を図ってまいります。

次に、議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ19億2,350万円で、前年度と比較して、1億805万円、6.0%の増となっております。

国民健康保険制度は、国民皆保険として、地域医療や住民の健康の保持・増進に大きく貢献してきたところでありますが、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者を構造的に多く抱え、老人医療費を中心とする医療費が増加しております。

また、景気の低迷による企業のリストラや倒産による失業率が高く、低所得世帯が増加し、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなってきております。

国においては、医療制度改革について審議されているところでありますが、抜本改革については、まだなお不透明な状況であります。財源負担の問題を含めた患者本位の望ましい医療のあり方を早く示していただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、国保財政の安定化を図るには、保健センターと連携をとり、人間ドック健診事業・健康教育等保健事業の実施や訪問指導を一層推進し、疾病予防対策の充実強化に努め、増え続ける医療費の抑制に努めることが肝要であると考えております。さらに、レセプト点検業務を継続することにより医療費の適正化を図り、収支両面にわたる対策をより一層推進し、事業の安定化を図ることを念頭において予算編成をいたしました。

まず、歳入では、国民健康保険税の税収は7億2,144万円で、前年度と比較して、3,000万円、4.3%の増を見込み、一般会計繰入金につきましては、前年度と比較して、1,732万7,000円、13.1%の増で、1億4,970万6,000円を計上しております。

一方、歳出面では、予算総額の過半を占める保健給付費についてであります。前年度と比較して、3,485万3,000円、2.0%増の12億367万5,000円を計上しております。

第4款介護納付金であります。1人当たり3万3,900円で、9,450万円を計上いたしました。

次に、議案第19号 平成14年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ22億8,585万円で、前年度と比較して、1億1,685万円、5.4%の増となっております。

本特別会計は、支払基金・国・県・町のそれぞれの負担合いに応じた拠出金を歳入財源として運営いたしております。一般会計の負担額は、1億2,388万8,000円で、前年度と比較して、739万5,000円、6.3%の増となっております。

高齢化が進行する中、老人医療費は増加の傾向にあり、老後における健康保持と適切な医療の確保は今後ますます重要となります。このような中、健康相談や健康教育、多受診、頻回受診者に対する訪問指導等をより充実することで、生活習慣の改善、健康な生活スタイルの維持、疾病の早期発見、早期治療に結びつくように努めてまいりたいと考えております。

このように、高齢者が安心して適切な医療が受けられるよう、また当該制度の安定的な運営を将来にわたって確保していくため、各種保健事業との連携を一層強化し、老人保健福祉施策を総合的に推進していくことが肝要であると考えております。

次に、議案第20号 平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

平成14年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ487万5,000円を計上いたしました。歳入については、前年度からの繰越金が主なものであります。

歳出では、当該財産区の維持管理に必要な経費として19万円を、残額については予備費として468万5,000円を計上いたしました。

なお、平成11年10月に「建物収去土地明渡請求事件」として裁判所へ訴状の提出を行い、今日まで17回の公判が開かれているところであります。現在、和解に向けて審理中であり、今後も公判の経過を見守っていきたいと考えております。

次に、議案第21号 平成14年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出それぞれ10億9,950万円を計上いたしました。前年

度と比較して、1億700万円の増となっております。公共下水道事業につきましては、平成4年度から事業化し、国庫補助金の確保に努めながら整備に努めているところであります。平成14年度末には、整備計画面積約8ヘクタールを加え、約87ヘクタール、管渠延長21キロメートルの整備を完了したいと考えております。

次に、議案第22号 平成14年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。本年度からの斑鳩町訪問看護ステーションの廃止に伴い、昨年度予算まででありましたサービス勘定が廃止され、本特別会計は事業勘定のみで計上となっております。

介護保険給付の円滑な実施に資するため、本特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,000万円を計上いたしました。

介護保険の給付につきましては、平成12年度からの5カ年計画である介護保険事業計画に基づく介護サービスに係る事業費を見込む中で、居宅サービス、施設サービス、サービス計画等費用として10億5,452万3,000円を計上いたしております。介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

保険料につきましては、平成12年度から平成14年度までの3年間の保険給付量などを見込み、3年間の平均をとって基準保険料を3万7,000円と定めているところであります。平成14年度におきましては、平成12年度、平成13年度と国により講じられてきた保険料軽減である特例措置が終了いたしましたので、本来の保険料である1億8,935万6,000円を計上しております。また、その他保険給付に係る収入といたしまして、国庫負担金を2億1,090万5,000円、県負担金を1億3,181万5,000円、支払基金交付金を3億4,799万3,000円、調整交付金を3,901万8,000円計上いたしております。一般会計繰入金といたしましては、1億7,556万4,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金として1億3,181万7,000円、職員給与や事務費等に係る繰入金として4,374万7,000円を計上しております。

介護保険制度は発足して2年が経とうとしておりますが、まずはスムーズに推移しております。しかし、要介護認定の状況や居宅サービスの利用状況は事業計画を下回る水準となっていることから、今後も制度の趣旨普及に努め、介護が必要な方に必要なサービスを安心して受けていただくことができるよう努めてまいりたいと考えております。また、介護保険事業の運営につきましては、介護保険運営協議会において事業計画の進捗状況など

についてご審議いただきながら、制度の定着を図るため、介護保険に関する諸課題の分析などに努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第23号 平成14年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

まず、昨年度より着手しております第1浄水場整備事業であります。配水池及び県水受水池の撤去が完了し、生物接触及び活性炭ろ過池の基礎工事を行っており、平成15年3月完成に向け順調に進めております。第1浄水場整備事業はもとより、老朽管更新事業等につきましても、有利な財源措置を活用しながら、公営企業として費用対効果を勘案し、長期的に水道事業の基本理念である清浄で安定した飲料水の供給に努めてまいっている所存であります。

予算の概要であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で8億5,667万8,000円、前年度と比較して、181万7,000円の増額で、主な内容は、収益的収入では、給水収益で少子化、住民の節水意識の向上、節水器具の普及等により933万5,000円の減、営業外収益で、第1浄水場の整備事業費等により消費税還付金として1,257万9,000円の増であります。

水道事業費用では、8億9,365万円、前年度と比較して、399万6,000円の増額で、有収率の向上等による県水受水費の減と、第1浄水場の整備に伴う現施設の取り壊しによる原価償却費の増が主なものであります。

その結果、事業収支では、3,697万2,000円の支出超過となり、損益勘定留保資金で充当したいと考えております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で4億9,720万2,000円、前年度と比較して、2億9,316万3,000円の増額で、主に第1浄水場の整備等に伴います国庫補助金、一般会計出資金及び企業債であります。

資本的支出では、8億5,298万7,000円で、前年度と比較して、4億7,346万2,000円の増額で、第1浄水場の整備事業費等が主なものであります。さらに、国庫補助事業であります水道管路近代化推進事業及び上水安全対策事業として老朽管更新事業を進め、安定給水に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてありますが、現委員の勝田清之丞氏の任期が平成14年2月28日をもって満了となることから、引き続き同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。道路新設改良工事が年度内に完了

するため、神南3丁目573番1先から神南3丁目653番2先までの1路線及び開発行為等により寄附を受けた6路線の併せて7路線につきまして町道認定をお願いするものがあります。

次に、報告第2号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

いかるがホールは、本年9月で5周年を迎えることになりました。開館以来、今日まで、地域における文化・芸術情報と創造の発進基地として文化活動の展開に努力してまいりました。今後さらに、住民の要望に応えることで、より親しまれる施設となるように努めてまいりたいと考えております。

いかるがホールを拠点とした文化・芸術活動と、ホールの管理・運営につきましては、社会の市場原理を活かし、住民の文化的要望に応えうる柔軟な運営・活動を行うため、財団が町から受託し、実施しております。

平成14年度の斑鳩町文化振興財団の事業計画は、このような方針を機軸としながら、文化芸術活動への参加、鑑賞などの事業を行うことにより、住民の皆様が文化芸術にふれる機会の充実を図るとともに、住民の文化的要求と幅広い文化活動を展開させることを目的として作成したものであります。予算総額は、収入・支出同額の1億8,148万円を計上いたしました。各種文化事業の実施とともに、いかるがホールの効率的な管理運営に努めてまいります。

次に、報告第3号 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)につきましては、処分事業の変更で、都市計画道路法隆寺線にかかる処分額につきまして、2,928万5,000円を増額し、1億6,228万5,000円とするものであります。

次に、平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、取得事業では、都市計画道路法隆寺線事業用地として4億700万円を計上いたしました。

次に、処分事業では、都市計画道路法隆寺線事業用地で5,100万円、長期保有地の解消に努めるため、JR法隆寺駅南口の駐輪場用地4億7,963万6,000円の、合計5億3,063万6,000円の計上を行っております。

なお、JR法隆寺駅南口駐在所用地につきましては、既に平成13年度予算どおり、土

地開発基金に処分を行っております。

さらに、平成15年度以降につきましても、引き続き長期保有地の解消のための計画にそって事業を進めてまいります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましてもよろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

長時間ご清聴ありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 午後7時まで時間延長します。

ここでお諮りいたします。

本日提出されています日程8から日程34までの議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程31、諮問第1号、日程33、報告第2号、日程34、報告第3号を除く24議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程8、議案第1号 斑鳩町職員の子育て及び介護支援休業に関する条例例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） この条例の中で見させていただく中で、ちょっと教えていただきたいんですが、子育て支援休業の承認ということと介護支援休業の承認という部分で、公務の運営に支障があると認められるときについては承認せずというふうに書かれてあるんですけども、この公務の運営に支障があると認めるというのは、どのような内容を想定されてこの文章となっているのかということをお教えいただきたいのと、それと、こういう職員が休業した場合、臨時職員などによりましての補充という考え方について町の方針を確認しておきたいと思うんですが。

○議長（小野隆雄君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1点目の公務の運営に支障があると認めるときといいますのは、例えば年次有給休暇の場合を与える場合については、時期変更権だけの理由として変更ということがある得る場合はございます。それと同様に、こういった場合につきましても、事務に支障があると認められるときについてはその時期に与えられないということが

原則として定められておるものでございますけれども、実際上ある中で、年休にいたしましてもそういった時期変更権というものは、そのような取り扱いをすることはほとんど見られないと、ないと言ってもいいぐらいでございますので、そのような例というような取り扱いになるだろうと考えております。

それと、2点目の臨時職員の補充でございますけれども、必要ならばそういったことで補充は考えていかなきゃならないと考えております。

○議長（小野隆雄君） 8番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 今ほとんどそういう例がないという総務部長の答弁でしたのであれなんです、これ文言できちっと、えらいきつい厳しい「承認せず」というような文言があったのでちょっと気になってたんですが、せっかくのこういう制度ですので、そういう形で申請があれば受け、そして公務など多忙な時期であるとか、他の職員に支障が出てくるとかというようなことになれば、やっぱり臨時職員の対応なども含めてきちっと考えていただいてこれを実施していただきたいというふうに思います。

以上で。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。 —— これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程9、議案第2号 斑鳩町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程10、議案第3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程11、議案第4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程12、議案第5号 斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程13、議案第6号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程14、議案第7号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程15、議案第8号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程16、議案第9号 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程17、議案第10号 斑鳩町重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する

条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程18、議案第11号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第11号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程19、議案第12号 平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程20、議案第13号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程21、議案第14号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程22、議案第15号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程23、議案第16号 平成13年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)

についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程24、議案第17号 平成14年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。5番、松田議員。

○5番(松田 正君) この一般会計の平成14年度の予算編成に当たりまして、基金からの繰り入れが行われるということで、財政調整基金から1億1,000万円、都市計画事業整備基金から1億3,900万円が主なものでありまして、基金からの繰り入れ総額は2億5,810万円となっています。

この中で私がお尋ねをいたしたいのは、都市計画事業整備基金から一般会計への繰入金についてであります。これは新しく今年度出てきた問題だと思います。町長の提案説明及び予算書、予算関係資料を見ましても、都市計画事業整備基金が一般会計のどの部分に充当予算化されているのか全くわかりません。都市計画事業整備基金の原資は、都市計画税を積み立てたものでありまして、いわゆる都市計画税は目的税であります。この基金の処分は、基金条例第6条によって、都市計画事業の財源を充てる場合に限り処分することができるということになっています。しかし、冒頭申し上げましたように、提案説明及び予算書、関係書類等を見ましても、どの都市計画事業に予算充当しているのかが明らかになっていません。このことから、財政調整基金と同様に一般財源の補てんとして運用されているのではないかと、また運用されていこうとしているのではないかとという疑問を抱かせることに私はなってくると思います。

当然にして、都市計画整備基金と財政調整基金とは性格が異なるものでありますから、同様の説明をしていたのでは、私は予算書としては正しくないというふうに思っています。少なくとも斑鳩町が都市計画決定を受けている事業のすべて、これまでの説明にわたりますと、確かに基金の関係ではこれの財源に充てること是可以していますが、これまでの説明の中で斑鳩町が都市計画決定を受けている事業というのは、いわゆるその都市計画決定を受けることによって、国からの補助、あるいは援助等ができて有効な財政運用ができるという立場を強調して都市計画決定を進めてきているというふうに私は思うんです。そういう立場からいきますと、斑鳩町でもかなり多くあるような気がするんですけども、この都市計画決定を受けている事業というのはどの程度あるんだろうかということが

まず1つであります。

そして、都市計画決定を受けているすべての事業について、この基金が原資として充当することができるという理解に立っているようでありますけれども、そうした場合の適用範囲を非常に拡大して、結局は一般財源として運用されることに何ら変わりはないではないかというように思われてきます。そう思われなくようにするためには、財政調整基金の充当とは別に、少なくとも都市計画整備基金の関係については、その使いどころ、予算の組んでいるところを明確にやっぱりしておく必要があるのではないか。ところが、明確に今のところされていません。これらの資料を見る限りでは私どもではなかなか理解がしにくいです。

したがって、少なくともこの基金の運用に当たりましては、いわゆる都市計画事業といえどもより厳格に運用をしていくということが必要なんではないか。そういうことをしませんでした、そのことがあいまいになっていることによって、少なくとも都市計画税を廃止してはどうかというような意見につながっていつている状況があると思うんです。そのことを念頭に置いて、どうしても都市計画税を廃止することはできないとするなら、こういう関係の使途はやはり明確にすることが当然ではないのかと、こういうように私は思うんです。

ところが、目的税たるいわゆる都市計画税を積み立てて都市計画整備基金に充当するという、基金の条例を制定したときの状態というは一体どうだったのかということをお返ししてみますと、一般財源化をしていた状況があるわけですね。ところがそれではおかしいじゃないか。一般財源化するなら、改めてその都市計画税ということについては廃止をする。特に奈良県下におきましても、この条例の廃止をしている箇所がずっとふえています。都市計画税を徴収しているところの自治体のほうが少ないわけなんです。そのところがあえて斑鳩町の場合はそれを行っているという経緯があるわけでありますから、そういうことなどを考えていきますと、いわゆるこの条例を制定したときの精神に基づいて、使途を明確にし特定をし、しかもその事業が住民の利益を高めることになるという関係の位置づけを明確にしないと、住民の理解を受けることにはならないと思う。

ところが、そういった感覚に立って今回措置をされているのかということ、そのようにはこの関係資料を見る限りは明確でないというように私は思います。それは、いろいろ苦勞をされているんでしょうけれども、この会計の予算の編成に当たって、これまでの慣行、これまでの例を踏襲をしながら、単に事務的に問題処理をして辻褃合わせをしているよう

に思われて仕方がない。特に基金であるからということで、調整基金と性格が違うんだという立場に立ってこの基金の運用を考える、この使途の説明をするということではなければならないと思うんですけども、先ほど来のご説明を聞きましても、調整基金は基金で幾らある、計画整備基金で幾らあると、取り崩しだけしか言ってない。

私は、調整基金の場合はそれでいいかと思うんですけども、都市計画整備基金については、目的税である限りにおいてはそれではだめだと思うんです。この面については、説明内容が不十分だということだけではなくて、資料の整備について問題があるんじゃないかというように思います。

しかし、そのことを申し上げても今どうかと思いますが、いずれにいたしましても、少なくとも都市計画整備基金の取り崩しに伴います都市計画事業へのいわゆる充当している内容というものは明確にやはりする必要があります。明確にした予算書が提出されるべきである、こういうふうと思うんですけども、今その中の修正その他の関係を求めるということにもなりますまい。そうするならば、その内容を具体的に理解でき得る資料の整備が少なくとも行われるべきではないか。そして予算審議の際にそのことを提示をして理解を求めるということをせめてもしないと、一体どうなるとるんやということになってくるような気がして仕方がありません。

したがって、私は、こういった関係について、一応この予算書の基金の取り崩しを行うということが極めて平易に取り扱われていることについて不満であるということをお願いしたい。本来ならば、そのことを明確にした予算書が提示をされるべきである。しかし、そのことが今実質的にわずらわしさがあるとするならば、少なくともそのことが明確になるような資料の整備をして、少なくとも予算委員会等で、後で諮られると思いますけれども、審議をする際に的確に審議ができるように、理解が深められるような配慮というものが必要ではないのかなど、このように私は感じますが、この点についてまず指摘をしておきたい。具体的に私も、後刻確認をいただきますけれども、予算審査特別委員会の出席をする機会を得ていますので、そこで具体的にまた議論を申し上げていきたいと思いますが、そのことについて理事者側はどうお考えになっているかということについて、もしここでご説明をいただける部分があるとすればご説明をいただきたい、こう思います。

以上です。

○議長（小野隆雄君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 議員のご指摘とおり、平成14年度予算において、目的税である

都市計画税を財源として進めている都市計画事業整備基金の繰り入れに関する使途状況の説明が不十分であった点については、深くおわびを申し上げます。

基金の取り崩しを含め都市計画税の使途状況に関しますご説明につきましては、資料の調整を行いながら、予算特別委員会等においてご説明を申し上げます。また、今後は、使途のさらなる明確化を図るため、決算時には充当調書を参考資料として作成しているものの、当初予算におきましても、歳入予算書の説明に充当欄を明記していくとともに、充当予算調書の作成を行い、目的税である都市計画税の概要について明示してまいりたいと考えております。

○議長（小野隆雄君） ほかにございませんか。 ——これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第17号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議案第17号については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、山本議員、松田議員、萬里川議員、厚生常任委員会から、喜多議員、里川議員、建設水道常任委員会から、浅井議員、堯川議員の各議員を指名いたします。以上7名の議員にはよろしく願いをいたします。

続いて日程25、議案第18号 平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） これをもって議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第18号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程２６、議案第１９号 平成１４年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第１９号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第１９号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程２７、議案第２０号 平成１４年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第２０号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第２０号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程２８、議案第２１号 平成１４年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第２１号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第２１号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程２９、議案第２２号 平成１４年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第２２号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第２２号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程３０、議案第２３号 平成１４年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって議案第２３号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第２３号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程３１、諮問第１号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者側の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、諮問第1号について私のほうからご説明申し上げます。

現委員の勝田清之丞氏の任期が、2月28日をもって任期が満了となっていることから、上程させていただくものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成14年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町高安1丁目3番38号

氏 名 勝田清之丞

生年月日 昭和5年5月11日

なお、同氏の経歴につきましては、次のページに略歴として添付させていただいています。朗読は省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきますが、何とぞよろしく満場一致をもってご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本案につきましては、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程32、認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします

。

続いて日程33、報告第2号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者側の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） それでは、報告第2号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、私からご報告いたします。

議案書を朗読いたします。

報告第2号

平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成14年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

本報告議案につきましては、斑鳩町文化振興財団の平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算書につきまして議会に報告するものであります。

斑鳩町文化振興財団の平成14年度事業計画及び収支予算につきましては、去る平成14年2月6日開催の評議員会、平成14年2月21日開催の財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきまして、全員賛成のもと承認されたものを議会に報告するものであります。

なお、本理事会の会議録等議会事務局に提出いたしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本報告書につきましては、予算に関する説明書を添付させていただいております

ので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成14年度の事業計画及び収支予算についてその概要をご報告させていただきます。

平成14年度事業計画につきましては、芸術、歴史、文化事業の企画及び実施では、自主事業で、芸術文化鑑賞型事業の6事業と住民参加型事業の5事業と、音楽、演劇、演芸などの生活娯楽型事業の5事業、合計16事業を開催します。事業開催会場別では、大ホールで10事業、小ホールで5事業、研修室で文化講座を開催します。

また、斑鳩町からの受託事業といたしまして、NHK奈良放送局との共催事業を開催します。

次に、芸術、歴史文化事業活動の普及及び支援事業では、住民みずから事業企画に参画、上演する機会づくりを図り、住民間の交流促進を推進し、地域のコミュニティを活性化させ、地域の文化団体などの活動を育成し、文化レベルの高騰に努めます。

本年は、いかるがホール創立5周年を迎える記念年として地域の文化活動団体が一堂に会し、住民による企画参画及び住民上演による公演として「文化の祭典」を開催します。

また、平成10年から取り組んできましたいかるがホール文化講座、演劇、シナリオ、アナウンス、和太鼓などの専門知識、技能を習得するためワークショップを開催、それぞれ成果、活動を得てきましたが、引き続きより質の高い内容、発展を目指しワークショップを実施します。さらに、今年度から新たに「能と狂言体験講座」「イベント企画実践講座」の2講座を加え、全体の講座数は8講座を開講します。これらの事業概要につきましては、2ページから5ページに記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、収支予算額につきまして、収入、支出同額1億8,148万円であります。平成14年度の収支予算書につきまして、予算に関する説明書を作成いたしております。9ページから収支予算総括表、そして10ページ以降科目別にその説明を加えておりますので、説明等につきましては割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、最終ページ、自主事業の事業費等につきましては16ページに一覧表に作成いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、平成14年度の斑鳩町文化振興財団事業計画についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（小野隆雄君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） これをもって質疑を終結いたします。報告第2号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程34、報告第3号 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって報告第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者側の報告を求めます。池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） それでは、報告第3号 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画につきましてご報告を申し上げます。

まず、議案書の朗読をいたします。

報告第3号

平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）

及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成14年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第2号）からご報告申し上げます。

提出いたしております平成13年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第2号）の10ページをごらんいただきたいと思います。

処分事業でございますが、都市計画道路事業用地処分で都市計画道路法隆寺線に係る処分額につきまして、既定予定額1億3,300万円に対しまして、変更予定額2,928万5,000円を増額し、合計で1億6,228万5,000円とするものであります。

これにつきましては、平成13年12月末現在で保有いたしております都市計画道路法隆寺線に係る事業用地をすべて町に処分できる見通しとなりましたので、今回処分額の増額を行うものであります。

なお、その他の事業につきましての変更はございません。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思います。

第1表、収益的収入及び支出予算でございます。収入の事業収益、公有地取得事業収益で、既定予定額3億3,924万5,000円に対しまして、変更予定額2,928万5,000円の増額で、合計3億6,853万円でございます。内訳としましては、先ほどの処分の変更に係るものでございます。

次に、支出につきましては、事業原価、公有地取得事業原価で、既定予定額3億1,374万1,000円に対しまして、処分に係る用地費分として、変更予定額2,978万4,000円の増額で、合計3億4,352万5,000円でございます。

事業外費用の支払い利息で、既定予定額2,550万4,000円に対しまして、処分に係る利息分として49万9,000円の減額で、合計2,500万5,000円でございます。

次に、3ページの第2表資本的収入及び支出予算でございます。

支出の資本的支出、借入金償還金で既定予定額3億2,869万1,000円に対しまして、変更予定額2,039万5,000円で、合計3億4,908万6,000円でございます。内訳としましては、処分に係ります借入金償還金でございます。

以上のことから、4ページ以降におきまして、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書等をお示しいたしておりますので、ご参照いただくようお願い申し上げます。

では、1ページにお戻りください。

事業変更予算を朗読させていただきます。

平成13年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第2号）

（総則）

第1条 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

科目 収益的収入 既定予定額3億3,925万5,000円、変更予定額2,928

万5,000円、合計3億6,854万円。

科目 収益的支出 既定予定額3億3,924万5,000円、変更予定額2,928万5,000円、合計3億6,853万円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 既定の資本的支出の予定額を次のとおり変更する。(資本的収入額が資本的支

出額に対して不足する額3億5,853万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億5,853万9,000円で補てんするものとする。)

科目 資本的収入 既定予定額3億9,470万4,000円、変更予定額はございません。

科目 資本的支出 既定予定額7億3,284万8,000円、変更予定額2,039万5,000円、合計7億5,324万3,000円。

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

平成14年2月18日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

続きまして、平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画についてであります。

平成14年度斑鳩町土地開発公社予算書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。一番後ろのページでございます。

まず、11ページの取得事業では、都市計画道路事業用地取得では、都市計画道路法隆寺線の用地として、4億700万円を計上いたしております。

次に、10ページの処分事業につきましては、都市計画道路事業用地処分では、都市計画道路法隆寺線の用地で5,100万円を計上いたしております。なお、平成15年度の予定では4億5,100万円、平成16年度では9,100万円を予定いたしております。また、長期保有地の解消を図るため、駅前整備事業用地では、駅前駐輪場用地を土地開発基金に処分することとし、4億7,963万6,000円を計上いたしております。

なお、JR法隆寺駅南口の駐在所用地につきましては、平成13年度予算どおり既に土地開発基金に処分を行っているところでございます。平成15年度の予定では、引き続き

駅前植栽広場で4億1,559万4,000円、平成16年度では、都市計画道路代替用地で2億3,176万7,000円の処分を計画いたしております。

以上のことから、平成14年度の処分事業の合計額は、5億3,063万6,000円でございます。

それでは、恐れ入りますけれども、平成14年度斑鳩町土地開発公社予算の1ページにお戻りください。平成14年度予算書を朗読させていただきます。

平成14年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成14年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

1. 都市計画道路事業用地取得及び処分
2. 駅前整備事業用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収益的収入 5億3,064万6,000円

収益的支出 5億3,073万6,000円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的

支出額に対して不足する額5億3,000万円は、当年度分損益勘定留保資金5億3,000万円で補てんするものとする。

資本的収入 4億2,700万円

資本的支出 9億5,700万円

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、4億2,700万円と定める。

- 2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度

事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有用地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成14年2月18日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

なお、ただいまご報告申し上げました両議案につきましては、去る2月18日開催の理事会におきましてご承認をいただいておりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上で、報告第3号 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画のご報告とさせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(小野隆雄君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) これをもって質疑を終結いたします。報告第3号 平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第2号)及び平成14年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

続いて日程35、陳情第1号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の制定を求める決議を要望する陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配布をいたしております陳情1件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、追加日程1、陳情第2号 子どもたちの夢をつないでいくために!「小学校金管クラブ設立を求める陳情書」については、日程に追加することに決しました。

ただいま議題となっております追加日程1、陳情第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

明2日、3日、4日は休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後5時22分 散会)